

各省からの説明資料

「小さな拠点」づくりに関する 国土交通省の取組

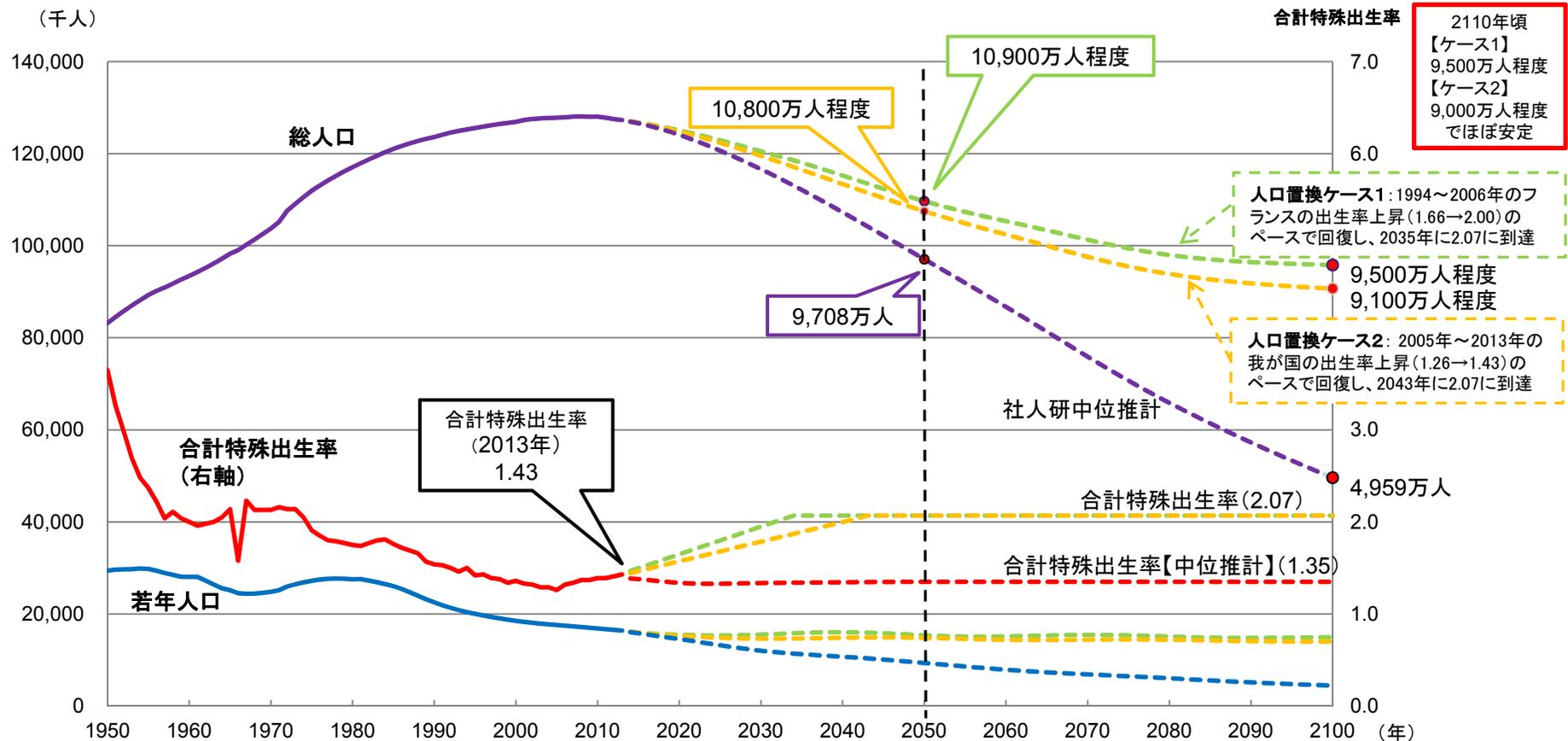
平成27年7月

国土交通省 国土政策局 地方振興課

1. 背景等

将来推計人口の動向(出生率回復の場合の試算)

○社人研の中位推計(出生率1.35程度で推移)では、総人口は、2050年では1億人、2100年には5千万人を割り込むまで減少。
 ○今後20年程度で人口置換水準(2.07)まで出生率が回復した場合には、人口減少のペースは緩やかになり、総人口は2110年頃から9千5百万人程度で安定的に推移する。



(出典)1950年から2013年までの実績値は総務省「国勢調査報告」「人口推計」、厚生労働省「人口動態統計」。推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、厚生労働省「人口動態統計」をもとに国土交通省国土政策局作成。

(注1)「中位推計」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の中位推計(出生中位、死亡中位)。その他は同推計の年齢別出生率の仮定値と2012年の生命表による生残率を用いた簡易推計による。「中位推計」と簡易推計の乖離率を乗じて調整。各ケースの値はそれぞれの合計特殊出生率の想定にあうよう出生率仮定値を水準調整して試算。

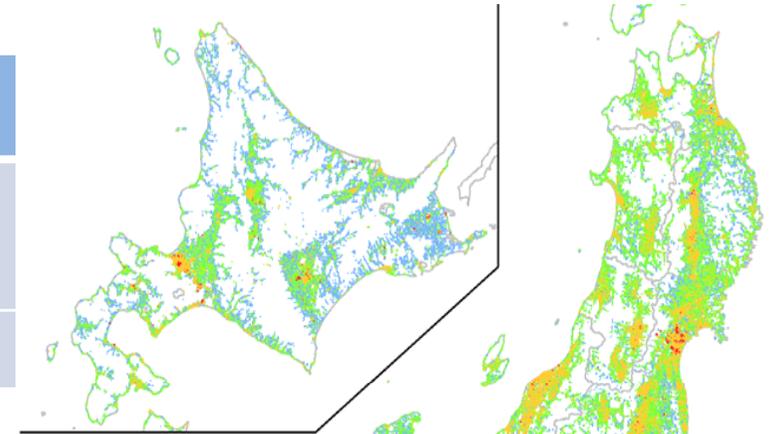
(注2)「人口置換ケース1(フランスの回復ペース)」:2013年男女年齢(各歳)別人口(総人口)を基準人口とし(合計特殊出生率1.43)、1994~2006年におけるフランスの出生率の変化(1.66から2.00に上昇)の平均年率(0.03)ずつ出生率が年々上昇し、2035年に人口置換水準(2.07)に達し、その後同じ水準が維持されると仮定した推計。

「人口置換ケース2(日本の回復ペース)」:2013年男女年齢(各歳)別人口(総人口)を基準人口とし(合計特殊出生率1.43)、2005年~2013年における我が国の出生率の変化(1.26から1.43に上昇)の平均年率(0.02)ずつ出生率が年々上昇し、2043年に人口置換水準(2.07)に達し、その後同じ水準が維持されると仮定した推計。

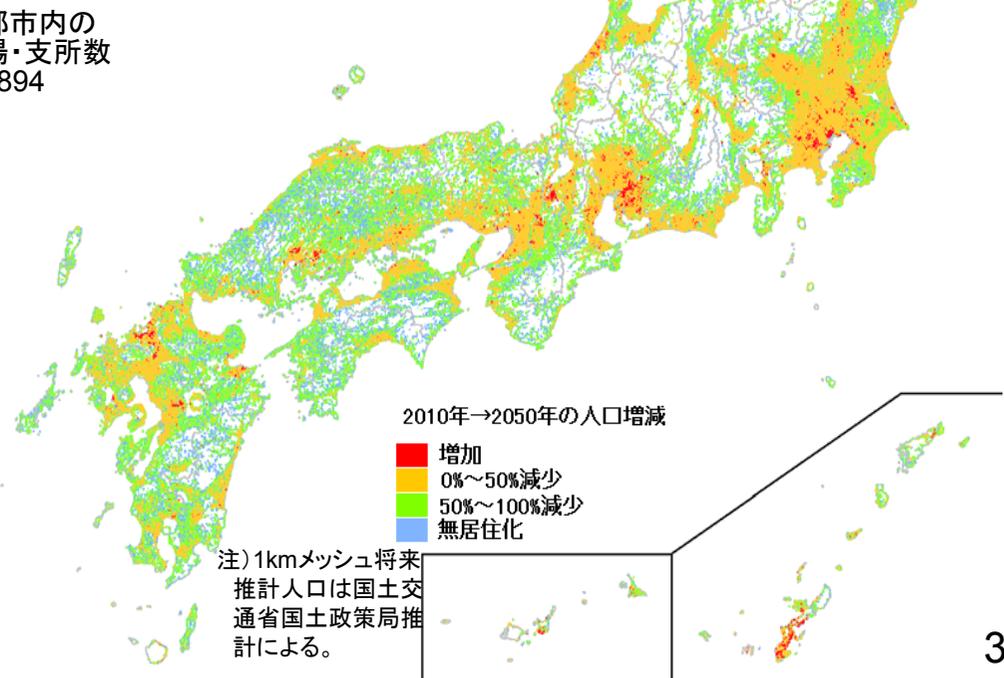
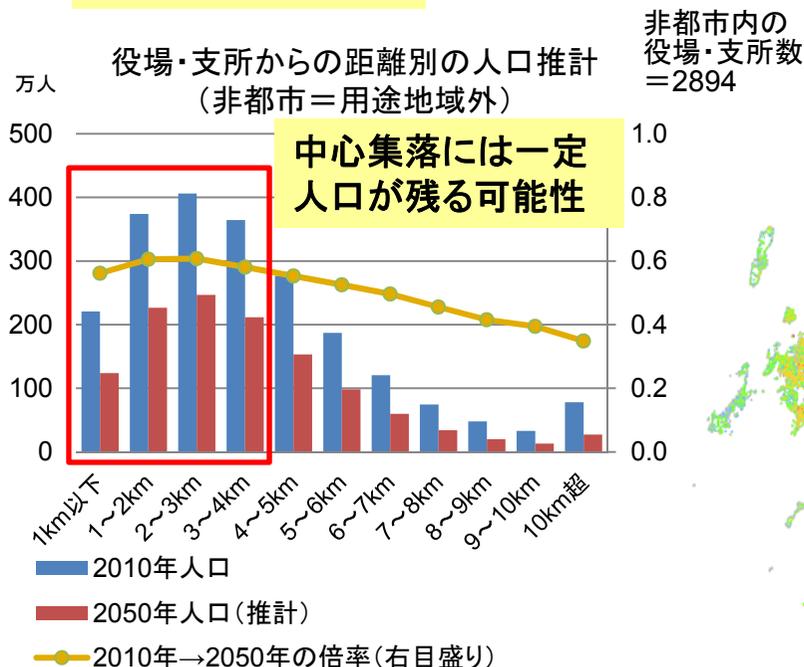
○全国を1km²毎の地点で見ると、人口が半分以上になる地点が現在の居住地の6割以上を占める。
 ○しかし、非都市地域でも旧役場、小学校の周辺の地域では集落が残れる可能性。
 ○そのためには、日常を支える機能を残せるか否かがポイント。

将来人口推計

	2010年人口 (万人)	2050年人口 (万人)	減少率	人口増減率別1kmメッシュ割合 (対居住メッシュ)				
				半減以下		0以上 50%未満減	増加	
				うち非 居住化	うち50% 以上減			
全国	12,806	9,708	▲24%	63%	19%	44%	35%	2%

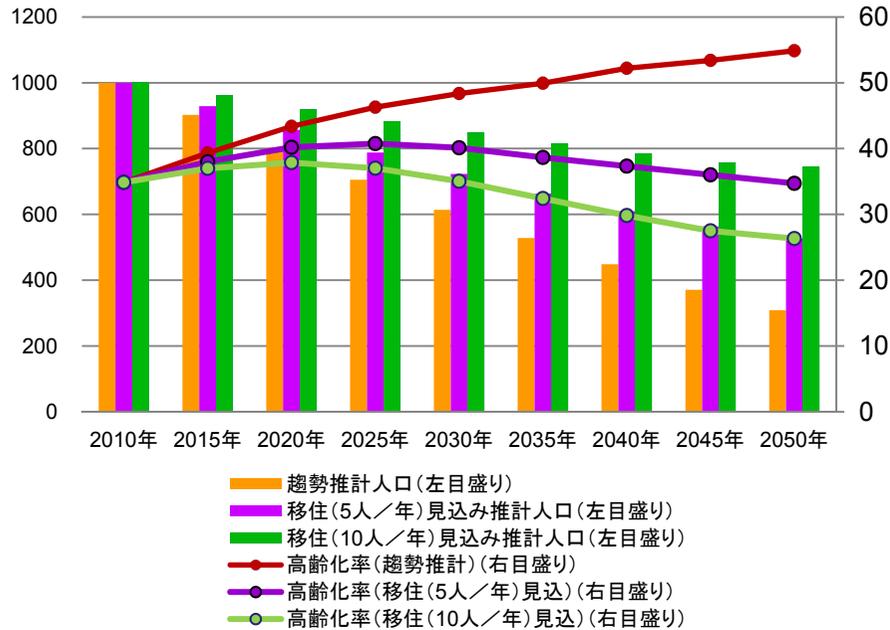


地域消滅のおそれ

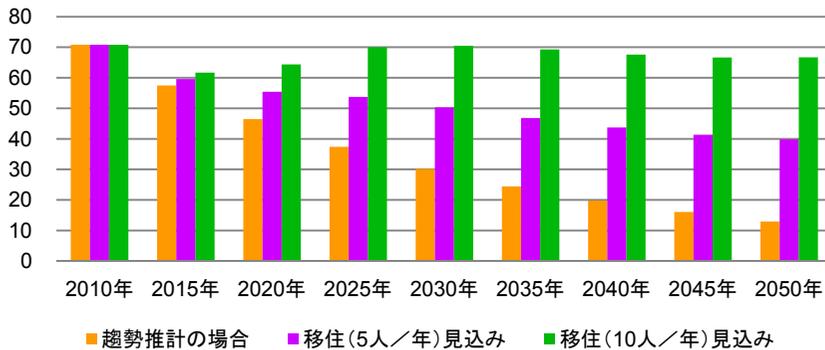


○山間地域のモデル集落(人口1000人)における趨勢による2050年推計人口は、総数は309人にまで減少(△69%)、高齢化率55%となる。
 ○仮に、移住(10人/年)を見込んだ場合、人口は減少するものの緩やかな減少にとどまるとともに、小中学生の人口(現状71人)は一定数を維持できる。

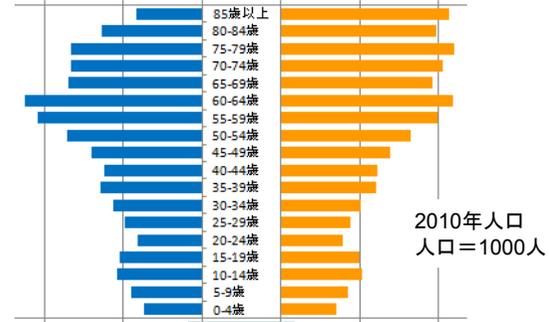
山間地域のモデル集落(人口1000人)の将来推計人口
 (趨勢推計人口と移住人口を見込んだ推計人口)



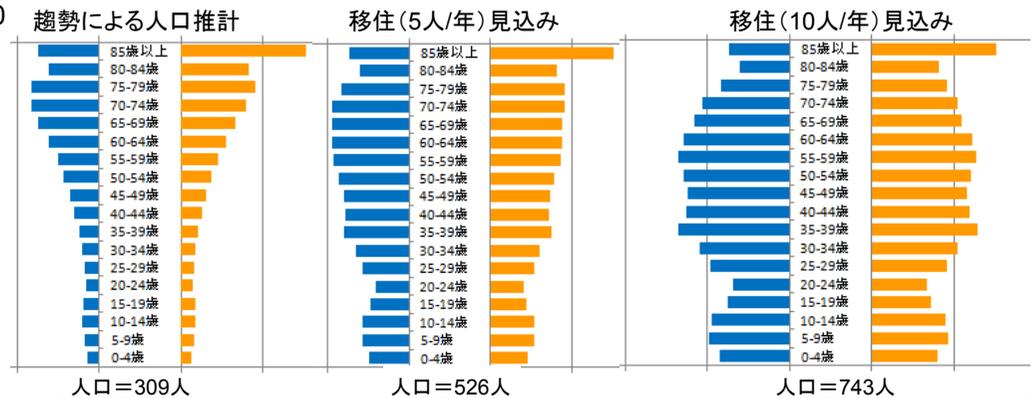
小中学生人口の推計



2010年人口ピラミッド



2050年推計人口ピラミッド

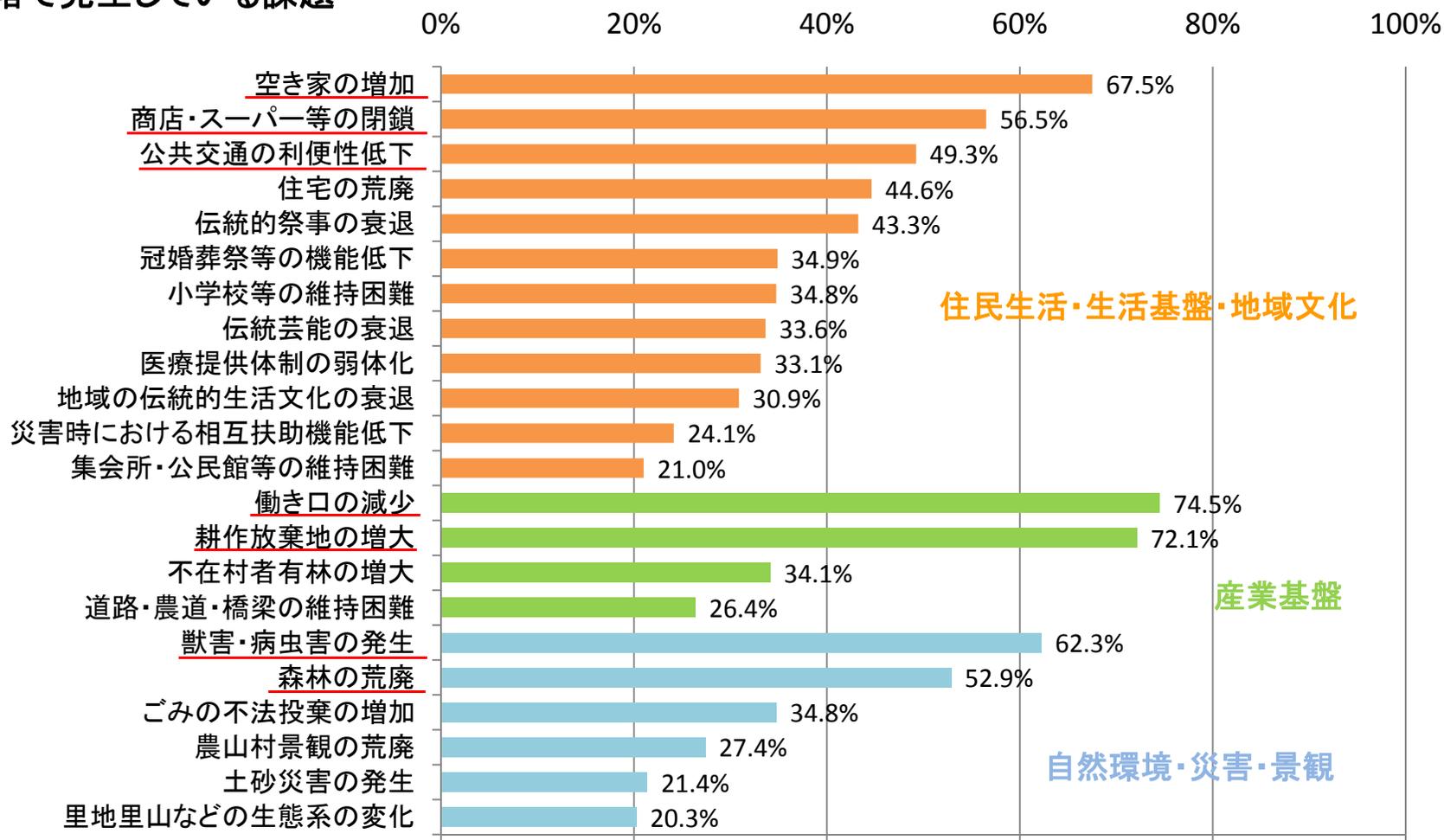


(出展) 総務省「国勢調査報告」をもとに国土交通省国土政策局推計
 (推計方法)

- 山間地域は、農林統計に用いる農業地域類型のうち山間農業地域とした。(2010年の山間地域の人口は約383万人)
- 山間地域の年齢別人口を集計し、人口1000人の集落を仮定して、男女・年齢別人口を設定した。
- 2005年及び2010年国勢調査人口から、山間地域のコーホート変化率を算出し、コーホート変化率法により、2010年人口を基準として2050年までの5年ごとの人口を推計した。
- 0～4歳人口の推計には、2010年のこども女性比を用いた。出生率に換算すると概ね1.47人である。
- また、1年に10人(5人)の移住があるものと仮定して、移住を見込んだ人口推計を行った。移住は、30歳代前半の夫婦と0～4歳代のこども1人からなる世帯が2(1)世帯、20歳代前半の男女が各2(1)名の計10(5)名を仮定した。移住の仮定については、小田切徳美、藤山浩編著「地域再生のフロンティア」p306～p309を参考として設定した。
- 小中学生人口は、該当する年齢階級の人口を案分・合計して推計した。

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難となってきている。

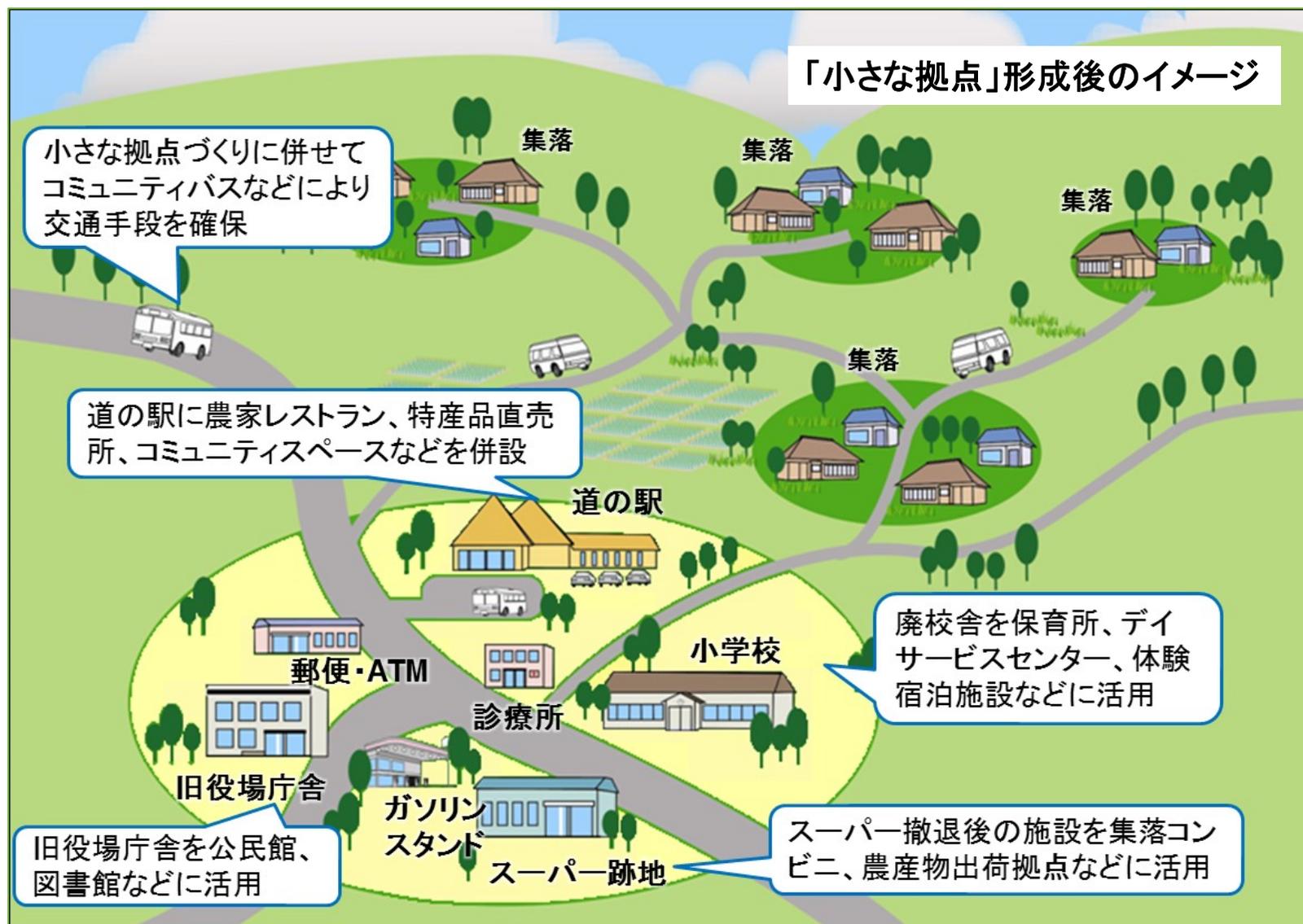
集落で発生している課題



資料:「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」(平成23年3月、総務省・国土交通省)をもとに作成

「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組



2. 経緯・施策等

「小さな拠点」に係る取組の経緯等について

○取組の経緯

平成20年7月 国土形成計画(全国計画)

「地域によっては、人口減少、高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落が存在している。」と初めて国土計画に位置付け

平成21年4月 国土交通省 過疎集落研究会報告書(座長:小田切徳美明治大学農学部教授)

「過疎集落の住民生活の安定を図るためには、(中略)具体的には、①日常的な医療、福祉、買い物、地域交通等の生活に必要な基礎的サービスを提供する、小さな拠点を整備すること」

平成22年1月 国土審議会政策部会集落課題検討委員会とりまとめ(委員長:奥野信宏中京大学総合政策学部教授)

「基礎的な生活サービスを集落住民に効果的に提供するためには、(中略)『小さな拠点』を整備するとともに、それへのアクセス手段を確保することが有効である。」「『小さな拠点』は、人々が直接出会い、交流する機会を提供する場としても機能し、地域の『絆』を再構築するという役割も期待できる。」

平成25年3月 「『小さな拠点』づくりガイドブック」の作成

平成25～26年 国の調査を通じた地域内の合意形成支援(モニター調査の実施(全国24地域))

平成26年7月 「国土のグランドデザイン2050」

「集落が散在する地域において、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつないだ「小さな拠点」を形成する。」

平成27年3月 「【実践編】『小さな拠点』づくりガイドブック」の作成

平成27年8月「国土形成計画(全国計画)」

「(略)小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」を形成し、必要な生活サービス機能等を維持する。」

○他省庁との連携

内閣府地方創生推進室、総務省、農林水産省とも連携して、「小さな拠点」に関する取組を推進している。8

(1)ガイドブックの作成、普及

- ・「小さな拠点」づくりガイドブック(H24年度)・・・事例から学ぶ
- ・【実践編】「小さな拠点」づくりガイドブック(H26年度)・・・取組ガイド

(2)「小さな拠点」づくりフォーラムの開催

- ・講演、事例紹介等～高知(H26.2)、東京(H26.11)、島根(H27.2)

(3)モニター調査の実施～取組の実践、ノウハウの蓄積

- ・「小さな拠点」モニター調査(H25～H26)～全国24箇所

(4)補助事業による地域の取組の支援

- ・「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(H27～)

(5)相談体制の整備

- ・「地方創生萬(よろず)相談窓口」～地方整備局、地方運輸局



「小さな拠点」づくりガイドブック掲載ホームページURL

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_guidebook.html

目次

はじめに

ガイドブックのねらい……………1
 ガイドブックの構成……………1

第1部 「小さな拠点」とは

1. 集落地域における「小さな拠点」とは?……………2
 2. 「小さな拠点」にはどのような役割があるの?……………3
 3. 「小さな拠点」をつくとどのような効果があるの?……………4
 4. なぜ「小さな拠点」をつくる必要があるの?……………5
 5. 地域の『困りごと』を「小さな拠点」で解決するには?……………6

第2部 「小さな拠点」づくりの手順とポイント

1. 「小さな拠点」づくりはどう進めるの?……………10
 2. 「小さな拠点」づくりのポイント……………12

第3部 「小さな拠点」づくりに向けて ～事例から学ぶ～

1. 「小さな拠点」づくりに関する取組事例……………22
 2. 「小さな拠点」づくりに関する取組事例の概要……………23

◆(旧)小学校区のエリアでの拠点づくりの事例◆

事例1 秋田県由利本荘市 島海町笹子地区〔道の駅 清水の里・島海郷〕……………24
 事例2 京都府南丹市 美山町平屋地区〔道の駅 美山ふれあい広場〕……………26
 事例3 岡山県笠岡市 北木島町〔北木島診療所・北木公民館〕……………28
 事例4 広島県東広島市 河内町小田地区〔小田地域センター・小田診療所〕……………30
 事例5 山口県阿武町 宇田郷地域〔ひだまりの里〕……………32
 事例6 高知県四万十市 西土佐地域大宮地区〔(株)大宮産業〕……………34
 事例7 大分県中津市 山国町槻木地区〔槻木交流センター・槻木診療所〕……………36

◆平成の合併前の旧町村のエリアでの拠点づくりの事例◆

事例8 新潟県上越市 安塚区〔安塚コミュニティプラザ〕……………38
 事例9 岡山県新見市 哲西地域〔きらめき広場・哲西、道の駅・鍾が窪〕……………40

◆都道府県・市町村の取組事例◆

事例10 高知県及び市町村(参考事例:集落活動センター汗見川)……………42
 事例11 山形県小国町(参考事例:叶水基幹集落センター)……………43

このガイドブックは、国土交通省国土政策局において、平成24年度に有識者からなる「集落地域における『小さな拠点』形成推進に関する検討会」を設置し、検討を行った成果をとりまとめたものです。

【検討会委員】

○小田切 徳美	明治大学農学部教授
中塚 雅也	神戸大学大学院農学研究科准教授
沼尾 波子	日本大学経済学部教授
平井 太郎	弘前大学大学院地域社会研究科准教授
藤山 浩	鳥取県中山間地域研究センター研究企画室
前田 和彦	高知県産業振興推進部中山間地域対策課長
山口 政幸	山形県小国町副町長

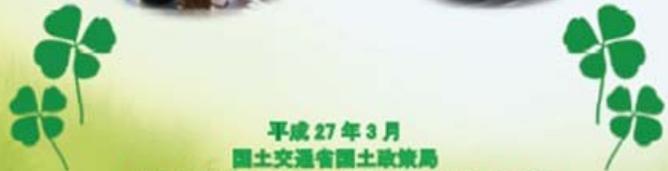
(敬称略、五十音順、○印は座長)



人をつなぐ。地域をつなぐ。活動をつなぐ。サービスをつなぐ。
そして、未来につながっていく。

実践編

「小さな拠点」づくり ガイドブック



平成27年3月
国土交通省国土政策局
集落地域における「小さな拠点」形成推進に関する検討会

「小さな拠点」づくりガイドブック掲載ホームページURL

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_guidebook.html

目次

はじめに

ガイドブックのねらい	1
ガイドブックの構成	1

第1部 今、なぜ「小さな拠点」づくりが必要か？

1. 集落地域における「小さな拠点」とは？	2
2. どのような地域で「小さな拠点」づくりが必要？	4

第2部 「小さな拠点」づくりの取組ガイド

1. 「小さな拠点」づくりはどうやって進めるの？ ～手順とステップ～	6
2. 地域で「小さな拠点」をつくらう！	8
3. 「小さな拠点」での取組・活動を続けよう！	20
4. 「小さな拠点」づくりにおける行政の役割は？	24
5. 「小さな拠点」づくり Q & A	26
6. 「小さな拠点」づくりにまつわる「よくある誤解」とは？	29

第3部 「小さな拠点」をつくり、続ける事例の紹介

1. 様々な「小さな拠点」づくりのタイプと具体例	30
2. “つくる”事例 ～「小さな拠点」づくりを検討し、立ち上げる～	34
■広島県安芸高田市 小原地域 ～廃校を控えた地域のコミュニティ再生～	35
■岡山県津山市 阿波地区 ～複合型の事業体による経済循環の仕組みの構築～	36
■広島県三次市 川西地区 ～プランの実現に向けた住民出資の会社の設立～	37
■長崎県平戸市 度島地区 ～島全体のコミュニティ再生と新たな事業展開～	38
3. “続ける”事例 ～「小さな拠点」の取組を持続・発展させる～	39
■山梨県上野原市 西原地域 ～NPOによる交流施設での福祉サービスの提供～	40
■静岡県浜松市天竜区 熊地区 ～営利事業と非営利事業の「合わせ技」の経営～	41
■鳥根県雲南市 波多地区 ～人材の「合わせ技」による新たなサービス展開～	42
4. 「小さな拠点」づくりに向けた実践的取組について	43

最後に:「小さな拠点」づくりの推進に向けて

～「集落地域における「小さな拠点」形成推進に関する検討会」委員からのメッセージ～ 44

このガイドブックは、国土交通省国土政策局において、平成25年度・26年度に有識者からなる「集落地域における「小さな拠点」形成推進に関する検討会」を設置し、検討を行った成果をとりまとめたものです。

〔検討会委員〕

○小田切 徳美	明治大学農学部 教授
中塚 雅也	神戸大学大学院農学研究科 准教授
沼尾 波子	日本大学経済学部 教授
平井 太郎	弘前大学大学院地域社会研究科 准教授
藤山 浩	鳥根県中山間地域研究センター 研究統括監
前田 和彦	高知県産業振興推進部中山間地域対策課 課長
山口 政幸	山形県小国町 町長

〔事務局〕

株式会社 シンクタンクみらい 水野 紀秀、福室 由利佳
国土交通省国土政策局総合計画課 小松、山口、辻川、藤下

委員は五十音順、敬称略、○印は座長、所属・役職等は平成27年3月末時点

(3) 「小さな拠点」モニター調査(H25～H26)

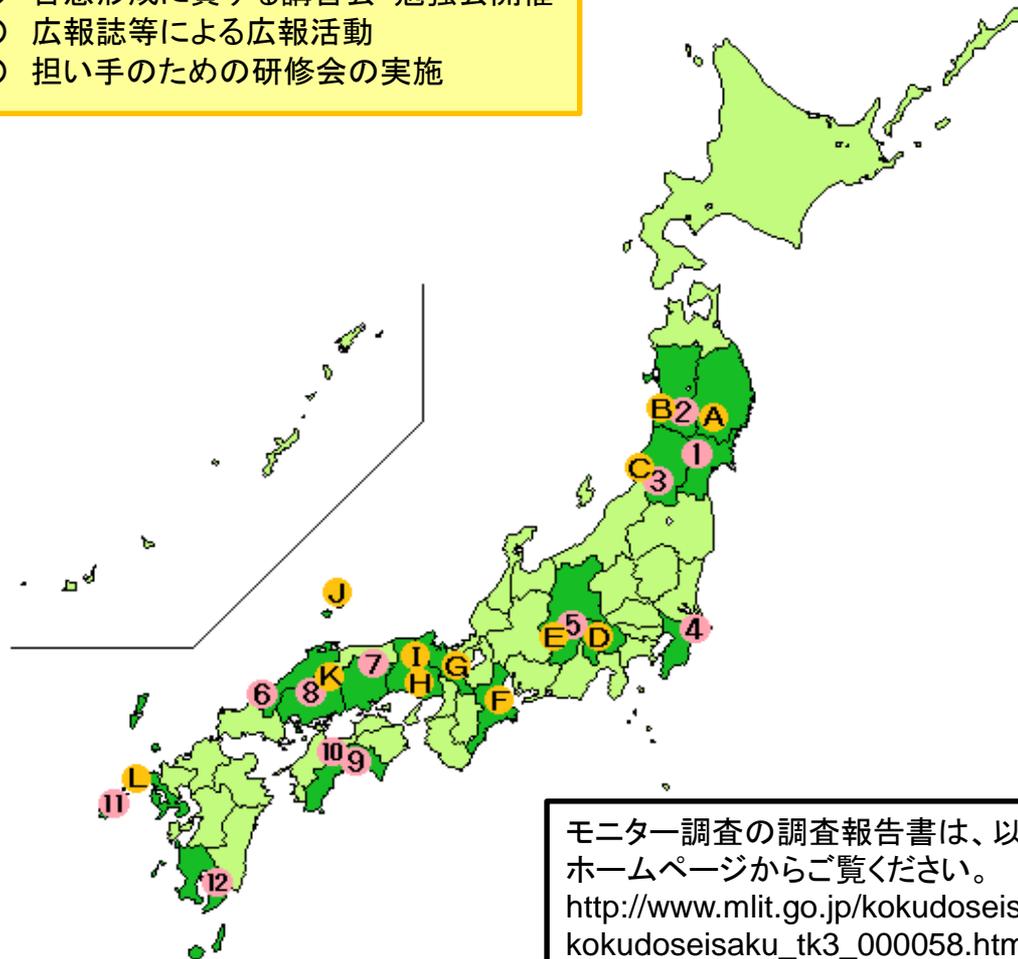
合意形成・プランづくり

- 協議会等の構築
- 生活サービスや地域活動の実態把握
- 住民ニーズの把握
- プラン検討(活動内容、場所・施設、運営方法、具体化手法等)
- 合意形成に資する講習会・勉強会開催
- 広報誌等による広報活動
- 担い手のための研修会の実施

モニター調査
によりノウハウ
を抽出

拠点づくりの
ガイドブックを
作成

フォーラム等により全国的に普及



モニター調査の調査報告書は、以下のホームページからご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000058.html

	県・市町村・地区名
H25 A	岩手県北上市黒岩地区
B	秋田県東成瀬村田子内地区
C	山形県小国町小玉川地区
D	山梨県上野原市西原地区
E	長野県喬木村(村全域)
F	三重県津市美杉町南部地域
G	京都府南丹市美山町鶴ヶ丘振興会
H	兵庫県神戸市北区淡河町
I	兵庫県篠山市今田地区、福住地区
J	島根県隠岐の島町五箇地区
K	広島県三次市川西地区
L	長崎県平戸市度島地区
H26 ①	宮城県栗原市花山地区
②	秋田県東成瀬村(村全体)
③	山形県小国町北部地区
④	千葉県香取市山倉・大角地区
⑤	長野県伊那市長谷地区
⑥	島根県益田市美濃地区
⑦	岡山県津山市阿波地区
⑧	広島県安芸高田市甲田町小原地区
⑨	高知県高知市土佐山地域
⑩	高知県いの町越裏門・寺川地区
⑪	長崎県五島市奥浦地域
⑫	鹿児島県鹿屋市輝北地域

(4)①「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む過疎地域等において、基幹集落に生活機能等を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進することで、集落の再生・活性化を図る。このため、生活圏形成プログラムの策定及び具体化を一體的に支援するとともに、多様な関係者の連携・協働による総合的な取組を推進。

「小さな拠点」づくり

- 廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の集約・再編、機能再生等
(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)



- 「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災等の地域拠点機能の強化のため、重点的に支援



連携

構想策定・合意形成

(プランづくり)

地域の点検、集落間の機能分担、「小さな拠点」づくり計画、公共施設の再編・整備計画の策定等

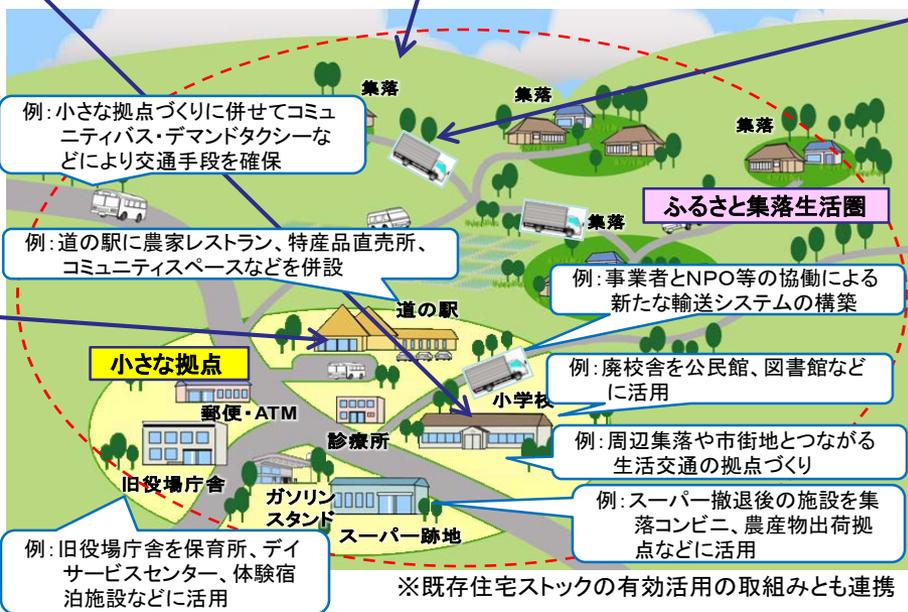
(社会実験)

コミュニティ内の移動の確保や集落コンビニの運営等について、社会実験を通じて行う検証等

(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)

具体化

具体化



ネットワークの形成

- コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送によるコミュニティ内の移動の維持・確保



- 事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムの構築



地域の担い手づくり

- ソーシャルビジネスをはじめ、地域ビジネスの担い手を支援する中間支援組織の育成等
(新たな公による地域ビジネス創造支援体制の構築)

連携

- 地域の見守りや地域の担い手となる人材確保、都市農村交流などの農山漁村の活性化等について、関係省庁（総務省、農林水産省等）と連携して総合的な取り組みを推進

※この他、構想策定や合意形成（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）について、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、重複の排除を進めつつ、窓口の一元化を図る。

(4)②「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

基幹となる集落に生活機能を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図る。

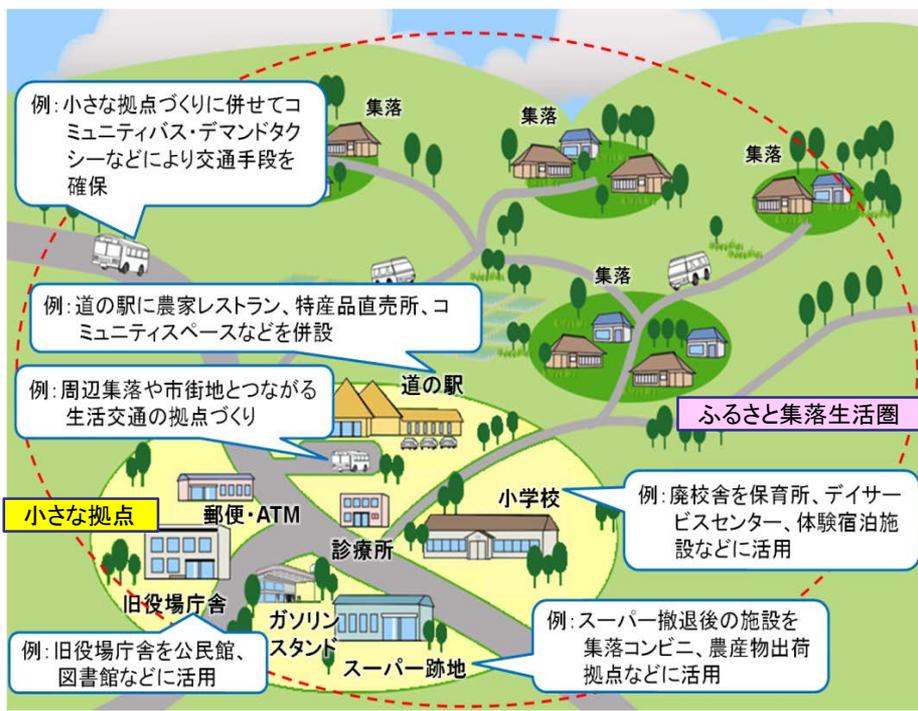
「小さな拠点」と「ふるさと集落生活圏」

小さな拠点：【下図の  のエリア】

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所等の複数の生活サービスや地域活動の場を、歩いて動ける範囲に集めた、地域の拠点となる集落。

ふるさと集落生活圏：【下図の  で囲むエリア】

小さな拠点と周辺の集落とをコミュニティバスなどで結んだ圏域。小さな拠点に人々が集い、交流する機会が広がることで、新しい集落地域の再生を図る。



実施内容

平成26年度まで実施していた国のモニター調査を廃止・再編するとともに、現行の集落活性化推進事業と統合し、一体的に支援。

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

○プランづくり、社会実験

- ・定額補助(上限300万円/年、2年間を限度)
- ・プランづくりを通じた合意形成や、住民・市町村の連携による移動確保等の実証検証を支援。

○施設の再編・集約

- ・補助率1/2以内
- ・既存公共施設を活用した公共サービス施設の再編・集約に係る改修費、廃止施設の除却費を補助。(小さな拠点の形成に資する事業に限定して実施。)

※全て条件不利地域を対象

[国土交通省地方振興課ホームページURL](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei.tk_000021.html)

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei.tk_000021.html

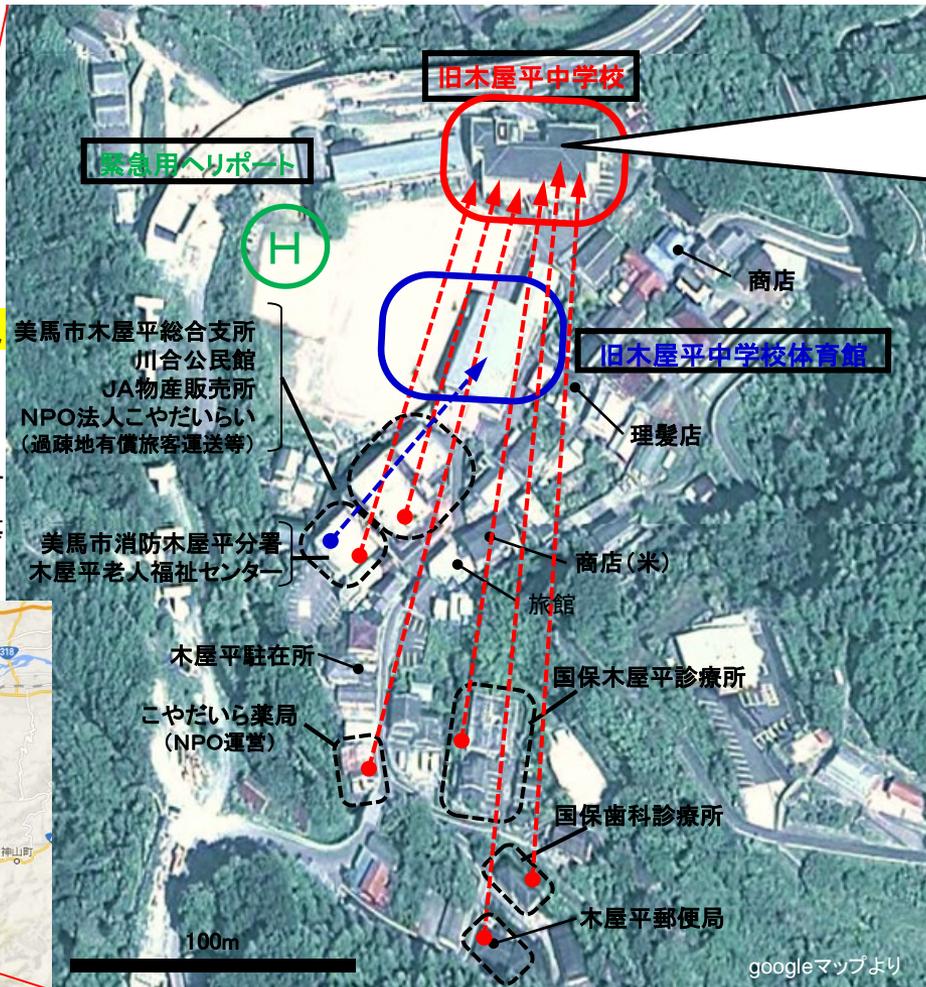
「小さな拠点」の取組事例④（徳島県 美馬市 木屋平地区）

《「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業の活用事例》

- ・ 高齢化が進む山間部の地域で、既存施設を活用して、行政、買物、医療等の日常生活サービス機能を集約。
- ・ 住民有志により設立したNPO法人が、有償旅客運送による高齢者等の移動サービスや、安否確認、生活相談等の見守り、農林作業の手伝い等の事業を実施。補助金に頼らないサービス運営に取り組んでいる。

地域の概要

- ・ 地区人口：715人（402世帯）
高齢化率：58%【H27.7.1 現在】
- ・ 市中心部まで約30km
- ・ 川井、三ツ木、木屋平の3集落
- ・ 合併(H17)前の中心部（役場所在地）であった川井集落に、
商店、診療所、郵便局等が立地
（支所等の施設は老朽化）
- ・ 合併後に設立されたNPO法人が、有償旅客運送や高齢者生活支援、農林業作業支援等の事業を実施（黒字運営）



既存公共施設(旧中学校)を活用したサービス拠点の整備



【改修後の施設内容(予定)】

- 1階：診療所、薬局、郵便局、
JA直売所(商店機能)等
- 2階：市総合支所、歯科診療所等
- 3階：公民館機能(会議室、図書室、調理室)、NPO法人事務室等
- 体育館地下：消防分署

【事業期間(平成26~27年度)】

- 拠点形成に向けた検討経過等
- H26.4 中学校機能を木屋平小学校に移転
- H27.1 検討委員会(第三者委員会)を開催
→ 住民意見を反映しながら計画検討
- H27年度 施設改修工事の実施



拠点周辺の位置図

市町村の地方創生の取組を行うに当たっての相談に対し、国土交通省の地方部局（地方整備局及び地方運輸局）において一元的に対応。

地方創生に取り組む市町村

よろず
地方創生萬相談窓口

各地方整備局企画部、各地方運輸局交通政策部等

国土交通省関連施策について、横断的に対応。他省庁の施策にまたがる取組等に係る相談についても、その相談内容に応じて、関連施策を担当している部局や関係機関への橋渡し、支援メニューをご紹介。

コンパクトシティ + ネットワーク

整備局
建政部

運輸局
交通政策部

「小さな拠点」の形成

整備局 建政部

公共交通
ネットワーク整備

運輸局
交通政策部

「道の駅」
道路ネットワーク

整備局
道路部

物流ネットワーク
整備

運輸局
交通政策部

※この他、連携中枢都市圏に関する相談窓口も開設予定

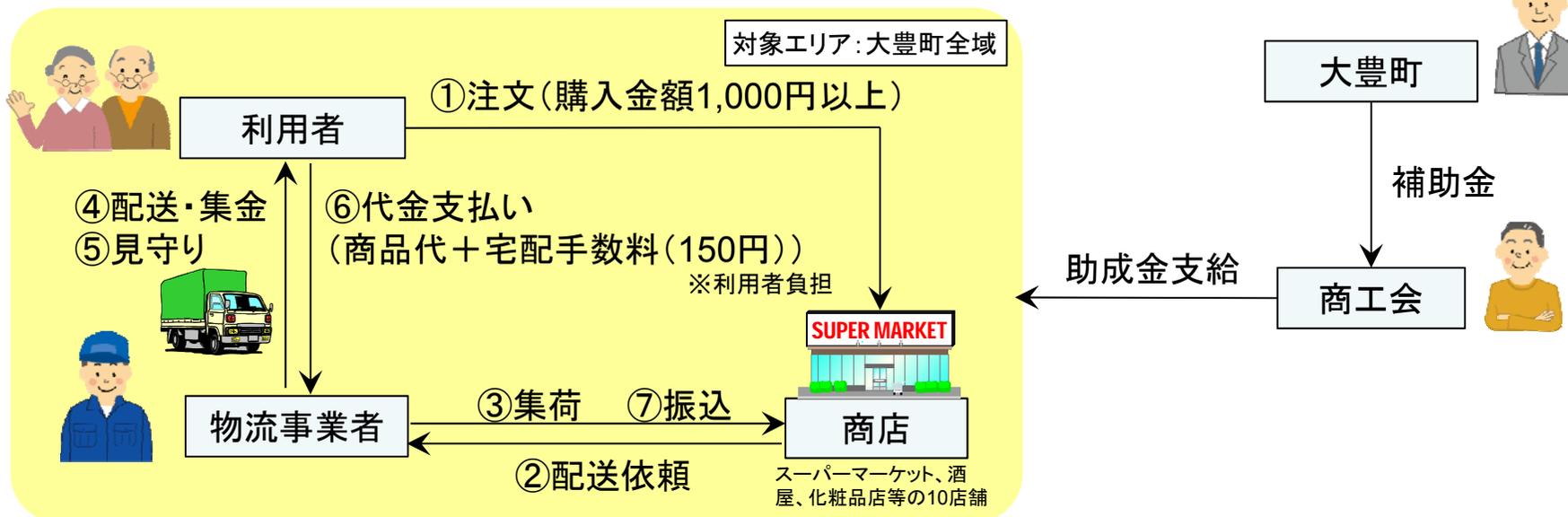
高知県大豊町における事例

- 高齢者の多い地域等において、地方自治体等と物流事業者が連携し、買い物支援や高齢者の見守り等、地域の維持・活性化に向けた取組みを行う例が出てきている。

高知県大豊町は、過疎化・高齢化が進む限界自治体（50%以上が65歳以上の高齢者）で、物流の効率が低下するとともに、買い物支援や見守りに対するニーズが高まっていた。

このため、地元商店、商工会、宅配事業者及び自治体の連携により、平成24年に高齢者の見守りも兼ねた買い物支援サービスが導入された。

【取組のフロー】



利用者からは「特に冬場は歩いて買い物に行きづらいので助かっている」「決まったドライバーが運んでくれるので、安心して利用できる」といった声が聞かれている。

- 「道の駅」は
主に市町村が設置し、国土交通省が登録する道路休憩施設

駐車場やトイレのほか、情報提供・休憩施設や地域振興施設を備え、地域の情報発信や交流の場として活用されている。

(施設イメージ)



制度創設：平成5年 「道の駅」登録数は、全国**1,059**駅(平成27年4月15日現在)

- 地域の創意工夫で、「道の駅」を地域活性化の拠点とする取組が進展

- **観光**で人を呼ぶ

「農業プラス観光」で人口**3700人**の村に年間**120万人**来訪。リピート率は約7割。
(群馬県川場村「川場田園プラザ」)



- **移住**で人を呼ぶ

毎年100名以上が「道の駅」へ移住相談。これまで**17世帯34名**が移住
(熊本県小国町「小国」)



- **特産品**で盛り上げる ～6次産業化で雇用と経済効果～

特産品を活かした加工食品の開発販売等、約60名の雇用を創出
(愛媛県内子町「内子フレッシュパーク」)



- **「小さな拠点」**をつくる

診療所や役場機能等、生活に必要な機能をワンストップで提供
(和歌山県古座川町「瀧之拝太郎」)



- **防災力**を強化する

広域防災拠点として高度な防災機能を発揮
(岩手県遠野市「遠野風の丘」)



「道の駅」の新たな展開 ～重点「道の駅」の選定～

- 「道の駅」を、好循環の地方拡大の強力なツール、地方創生を進めるための「小さな拠点」と位置づけ、各省庁と連携して、特に優れた取組を選定し、重点支援する取組を実施。
- 有識者委員会を経て、重点「道の駅」等として合計90箇所を選定し、公表。(1月30日)

「道の駅」の機能別タイプ

地域外から活力を呼ぶ ゲートウェイ型

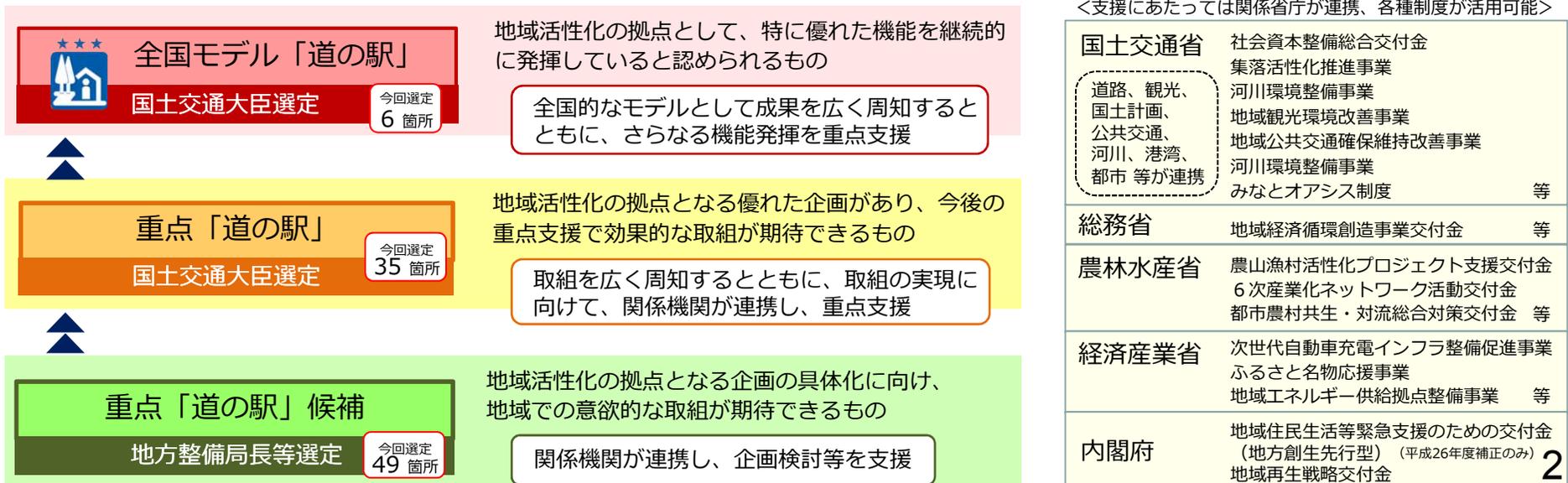
- ① 地域の観光総合窓口機能
地域全体の観光案内、宿泊予約窓口 等
- ② インバウンド観光の促進
外国人案内所、免税店、無料公衆無線LAN、海外対応ATM 等
- ③ 地方移住等の促進
地方移住のワンストップ窓口
ふるさと納税の情報提供 等

「道の駅」が
活力を呼び、雇用を創出、
地域の好循環へ



地域の元気を創る 地域センター型

- ④ 地域の産業振興
地方特産品のブランド化、6次産業化 等
- ⑤ 地域福祉の向上
診療所、役場機能、高齢者住宅 等
- ⑥ 高度な防災機能
広域支援の後方支援拠点、防災教育 等



○一日9000歩、町民が歩くことで自然と「健幸」になれる先進予防型のまちづくり「スマートウェルネスタウン」の中核拠点となる健康支援型「道の駅」として、健康に必要な4要素「食」「憩」「運動」「参加」のメニューを提供。

○健康づくりと地域活性化を一体的に行う、地方創生の拠点として「道の駅」と「定住促進住宅」を官民連携手法により一体整備。

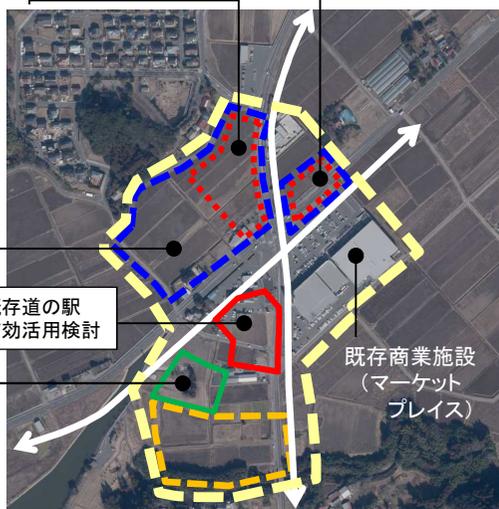
＜地方創生拠点としての機能＞

地域センター型

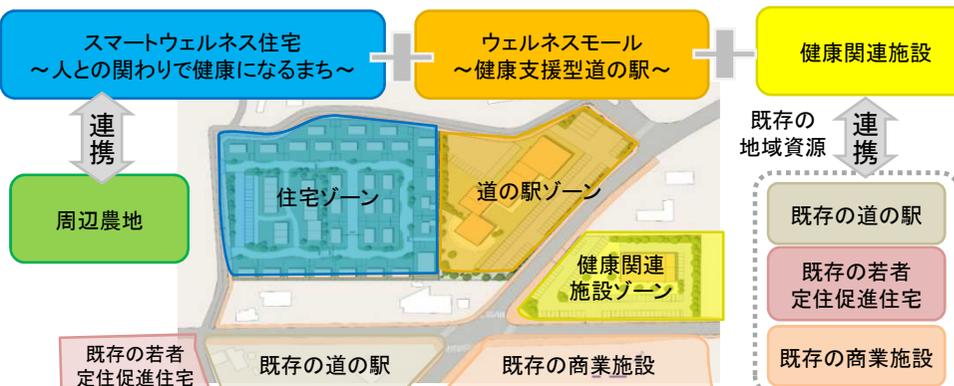
地域福祉 スマートウェルネスタウン	産業振興 地場製品の加工、ブランド化	防災 周辺自治体の後方支援機能	地方移住等促進 住宅整備と定住促進センターの設置
----------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------------

■凡例

- 既存道の駅
- 既存若者定住促進住宅
- 拡張道の駅
- 今回事業区域
- 住宅拡張検討エリア
- スマートウェルネスタウンエリア



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
つどいの郷むつざわ	千葉県	睦沢町	県道大多喜一宮線	既設	平成16年	単独型



※イメージ図であり、今後、変更があります。

「Smart Wellness City(スマートウェルネスシティ)」
 「ウエルネス(健幸:個人々が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと)」をまちづくりの中核に位置付け、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデル。実施により、医療費が年間一人あたり10万円程度抑制された事例もある。(新潟県見附市)

＜提案の先駆性・ポイント＞

- 道の駅と定住促進住宅を官民連携で一体的に整備し、運営も一元化することでウェルネス住宅(高齢者向け住宅を含む)への支援も含めて、「道の駅」を核に高齢者配食サービスや民間事業者による健康相談などの様々なサービスを提供。
- 温浴施設やフィットネス等のウェルネススペースを付加するなど、健康づくりと地域活性化を一体的に行う、全国的にも新しい「道の駅」。

＜実施内容＞

- スマートウェルネス住宅と共に定住促進センターの設置
- ウェルネススペースとしてのフィットネスブース、温浴施設の設置
- 産直レストラン・カフェの設置
- 直売・物産施設の設置

写真：国土地理院 航空写真(2012年)

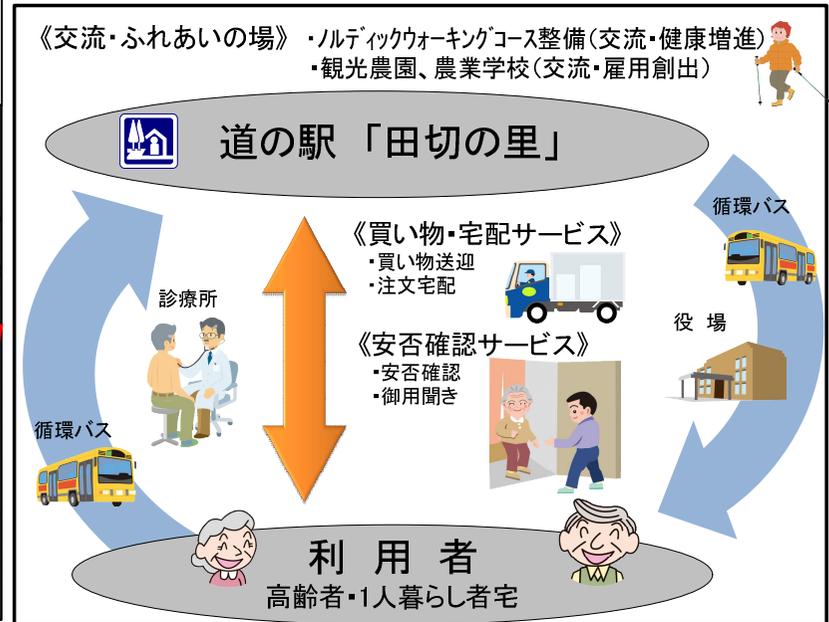
- 人口減少、高齢化が進む中、「道の駅」を地域福祉の拠点とするため、宅配サービスなど高齢者サービスを「道の駅」が実施
- 来場者への農業体験施設等の整備により、都市住民との交流・ふれあいの場(高齢者による生きがいの場)を創出
- 観光情報や農業学校の紹介、定住促進等の窓口となる総合情報ステーションを設置、コンシェルジュも配置

<地方創生拠点としての機能>
地域センター型

地域福祉 高齢者への宅配、及び安否確認サービス	産業振興 特産品の加工販売を中心に産業活性化	観光総合案内 総合情報ステーション整備によるゲートウェイ
-----------------------------------	----------------------------------	--



駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)田切の里	長野県	飯島町	国道153号	新設	計画中(平成28年)	一体型



<提案の先駆性・ポイント>

*現時点のイメージであり今後変更することがあります。

- 高齢者・一人暮らしに対する宅配や給食及び安否確認サービスの拠点として「道の駅」を位置づけ。観光農園や農業学校では農業従事者(高齢者)が先生役となり若者との交流を進め、高齢者の生きがいの場を創出。将来的な定住促進に繋げる
- 地場産品の6次産業化を進めるための「農産物加工所」や採れ立て野菜を提供する「農民レストラン」の設置による産業振興・雇用促進
- 観光・定住促進・ふるさと納税等の窓口設置とコンシェルジュの常駐

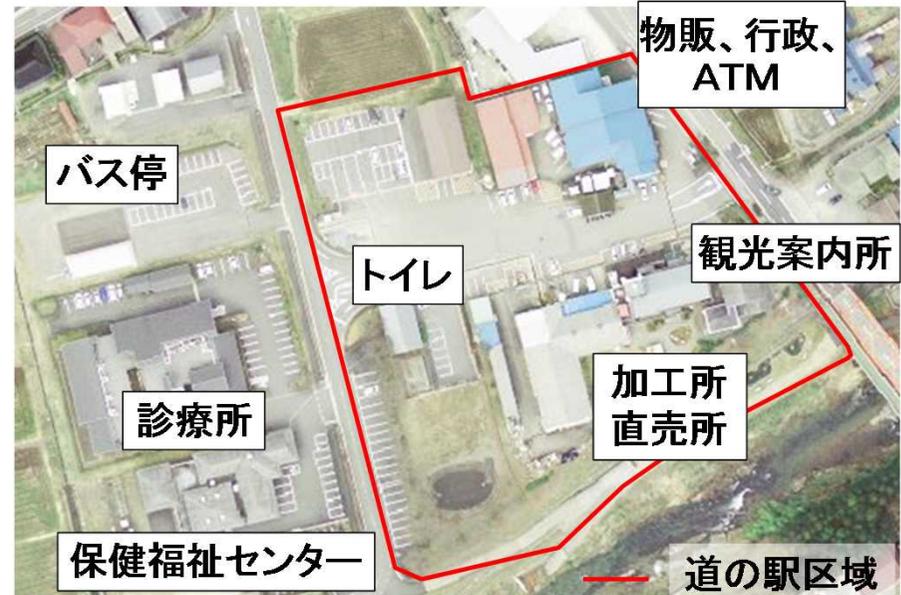
<実施内容>

- 農産物販売所をはじめ加工所や農民レストランによる雇用創出
- 観光農園や農業小学校・大学の設置による地域の活性化
- 「道の駅」からの高齢者宅への宅配や安否サービスの実施
- 防災拠点としての倉庫・トイレ・非常電源の整備

<小さな拠点を構成する「道の駅」事例> 道の駅「美山ふれあい広場」(京都府南丹市)

- 道の駅内および隣接して、行政窓口、診療所、物産販売所、物産加工所、周遊バス発着等、生活機能を集約して設置
- 平成12年にJA店舗の閉鎖を受け、住民有志の共同出資により店舗運営会社を設立

- 設置者：南丹市(旧美山町)
- 路線名：国道162号(京都府)
- 整備手法：単独型
- 登録：平成17年8月
- 全体面積：約13,000㎡



<コミュニティバス路線>



《道の駅を含む一体区域での取組》

【地域内を結ぶ路線バスの結節点】

- ・コミュニティバス
- ・デマンドバス

【地域活動、保健福祉の充実】

- ・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・特産物+日用品販売
- ・行政窓口
- ・ATM

【地域内外との交流拠点】

- ・コミュニティセンター
- ・観光案内所
- ・地元牛乳の加工販売施設

<小さな拠点を構成する「道の駅」事例> 道の駅「瀧之拝太郎」(和歌山県古座川町)

- 集落が散在する地域において、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設等を集約。
- 日常生活の「守りの砦」となるだけでなく、雇用を生み出す「攻めの砦」となっている。

- 設置者：古座川町
- 路線名：県道那智勝浦古座川線 (和歌山県)
- 整備手法：単独型
- 登録：平成22年8月
- 全体面積：約4,000㎡



農産物等販売所

診療所

町役場出張所

集会所兼避難所



《道の駅での取組》

【生活に必要な機能を具備】

- ・行政窓口
- ・郵便局
- ・コミュニティバス発着所

【地域内活動の活発化】

- ・農産物販売所
- ・地域の集会所

【保健福祉・災害機能の充実】

- ・診療所
- ・避難所
- ・ヘリポート

小さな拠点づくりに関する 文部科学省説明資料

平成27年7月

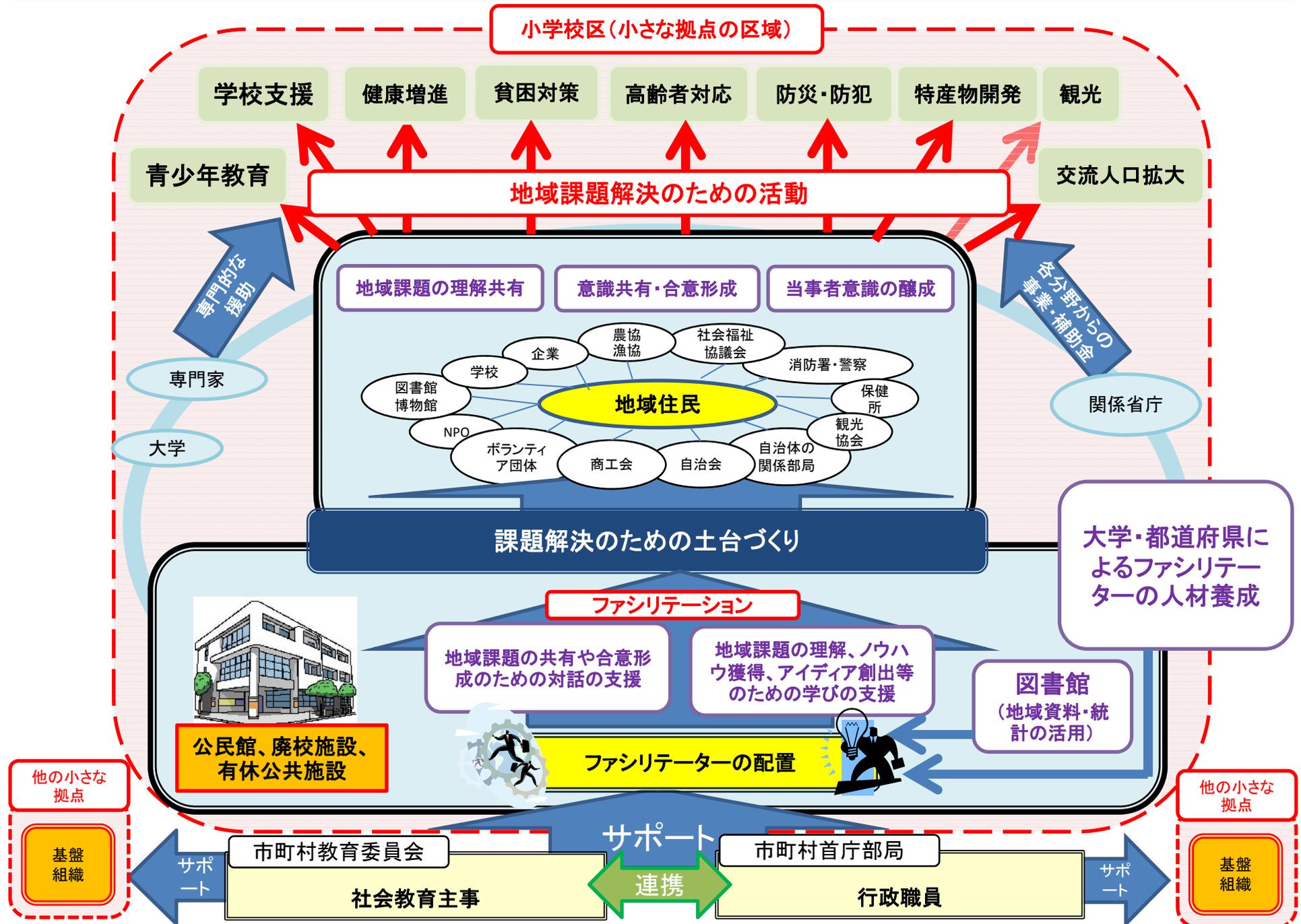


文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「小さな拠点」における住民の主体的な地域課題解決・まちづくりの基盤となる「学び」と「行動」の支援



公民館がまちづくりの中心となる事例 ～新居浜市泉川公民館の取組～

経緯 ・補助金減少、地域の環境悪化、社会教育関係団体の高齢化等により、地域の組織の再構築が必要になる
 ・地域の現状を知るため全戸対象アンケート調査を実施し、その結果を分析し、住民による熟議により地域課題を抽出

泉川地域の課題

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

先進事例も参考にし、地域自ら課題を解決する「**地域主導型**」のまちづくりを目指し、**泉川まちづくり協議会**を設立

公民館とまちづくり協議会の関係

泉川まちづくり協議会

- ・安全安心部会
- ・環境美化部会
- ・地域福祉部会
- ・健康づくり部会
- ・子ども支援部会
- ・生涯学習部会
- ・総務部会

泉川公民館



市役所
地域
団体
消防団
NPO 等

連携

公民館の職員が中心となり、**まちづくり協議会の総合事務局としてコーディネート**を担っている。

まちづくり協議会 部会の主な取組

○ **安全安心部会**では、児童と住民と一緒に安全マップを作成したり、児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足に行くなど、子どもから高齢者まで安全と安心が確保できるよう取組を行った。また、防災訓練は消防団との連携で実施することが定着。

○ **健康づくり部会・地域福祉部会**では、**医療・介護費の削減**を目指し、住民自身による意識調査やワークショップ、ウォーキングの実施など、大学とも連携して地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組んでいる。また、**健康づくり部会**では、食生活改善を目指した親子健康料理教室や健康増進のための「泉川健康体操」を自分達で作成し振付も行い、幅広く親しまれている。



○ **生涯学習部会**は、各部会が地域課題を解決するために、地域住民に啓発したい内容を持ち寄り、それを企画に練り上げ、「泉川ふるさと塾」を開設し、学習と実践を繋ぐ役割を果たしている。

○ **総務部会**は、自治会のブロック長と各部会長で構成し、情報共有と地域住民への周知を図っている。

評価と成果・・・地域の風土に明らかな変化が

「**自分たちの地域は自分たちの力で**」をみんなが口にするようになる。

- 1 子どもから高齢者までみんなで活動する機会が増えた。
- 2 受益者意識が薄れ、当事者意識が芽生え、膨らんできた。
- 3 子どもが地域で活躍し、学校支援地域本部も定着した。
- 4 タテ割り意識だけでなく、ネットワークのメリットが実感された。
- 5 前例踏襲だけでなく、新規創造へチャレンジが増えた。
- 6 学ぶことが実践に結び付く「知の循環型社会」へ展開中
- 7 同志の縁が増え、仲間との交流が拡大した。

住民主導の地域の課題解決、地域づくりの事例 ～秋田県北秋田市の取組～

(公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

市の現状: 10年間に6,300人の人口減少(現人口約34,000人)、高齢化率: 40%、若者の地域外への流出等、厳しい課題を抱える。



(課題解決のために目指す成果)
 地域を元気づけるために、市民による自発的取組の促進
「おらほの地域応援し隊」の結成 = 地域人材の育成

主な取組

課題解決のため、公民館が関係者、機関と連携しながら、取組の企画・立案、学習機会の提供、取組のコーディネートを実施。

テーマ: まちづくり×人づくり

① まちづくりシンポジウムや市民によるワークショップ、講演会・講座の開催など多様な学習機会を提供(きたあきた「まちづくりカレッジ」、ふるさとの未来・再考!フォーラム 等)
 → 内陸線連続問題、人口減少、地域の活性化等の課題に対し、小・中・高・大学生・一般が連携して取組む仕組みの構築
 → 若者を中心とした地域活動グループ「北秋田体験まるごと会議」が発足し、活動スタート
 → 市のCMを制作し、秋田県で大賞を獲得。行政(市商工観光課)とも連携し若者による活動の成果が生まれる。

② 若者の定住化策として若手農家のイメージアップ、生産物のブランド化(トラ男米)
 → 若手農家集団代表による講演の開催、全国への情報発信
 → ふるさとへ根ざす若者による新ビジネス・起業の推進や、仲間づくり(ネットワーク)による地域活動の拡大

【取組のために連携した機関等】
 JA、商工会、民間企業、個人経営者、県地域振興局



テーマ: 高校生・若者×地域づくり

③ 秋田北鷹高校生による地元特産品を使った商品開発プロジェクト: 開発商品「しょうゆバター餅」、「比内地鶏とししとうカレー」、「北秋田コロッケ」
 → 市民参加の試食会やフォーラムでの研究発表、小学校との調理実習との連携など、幅広く市民の意見を取り入れるための仕掛けにより開発し、全国コンクールで準優勝
 → 高校生の社会貢献活動をととした「地域経済活性化モデル」の構築 ※三重県相可高校との交流活動(料理コンクール等)
【取組のために連携した機関等】
 JA、商工会、市内小学校、民間企業、市長部局、県外高校 市商工観光課



テーマ: 高齢者×イキイキプロジェクト

④ 高齢者による地域貢献の促進「アクティブシニア活動推進モデル」: 地域で元気に活躍している高齢者による「Gちゃんサミット」～まだまだ元気!おらがまちを応援し隊!
 → 高齢者の仲間づくりや地域間交流、多世代(小学生～高校生、養護学校)との交流につながる
 → アンコール開催では市外からの参加者も増え、県との共催や隣県との連携事業に発展
【取組のために連携した機関等】
 小中高校、社会福祉協議会、高齢者大学、養護学校、民間企業、老人クラブ、婦人会、県地域振興局

平成27年度学びによる 地方創生コンファレンス実施予定

No.	団体等名	事業名	事業概要	開催日時、開催地(いずれも予定)
1	北海道地方創生コンファレンス実行委員会	学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	「地方再生(地域振興)」、「防災教育」をテーマに、道内計5地区で実施(うち札幌地区は成果のとりまとめ)し、「人と人をつなげ、地域課題を解決する社会教育」の実践について、さらなる普及・啓発を図る。	①釧路・根室地区 8月31日(月)別海町 ②オホーツク地区 10月30日(金)北見市 ③胆振・日高地区 11月11日(水)安平町 ④上川地区 11月27日(金)富良野市 ⑤札幌地区 1月21日(木)札幌市
2	学校法人東北芸術工科大学	地域社会を担う若い人材を育成する社会教育の可能性研究事業	東北各県の若い世代の人材流出への危惧の下、地域の担い手となる若手の人材の育成及び戻ってきた若者の受け入れがテーマに、高校生の地域づくりや新たな社会教育(公民館)の可能性について研究討議等を行う。	11月20日(金)～22日(日)、山形市
3	東北大学災害科学国際研究所	地域内の連携・交流・学びを通じた震災学習の協働事業体制づくり	石巻市を会場に、自治体などで行われる様々な震災学習に関する成果やノウハウを共有するため、各団体等の紹介、対話型ワークショップ、担当者の支援スキルの習得を行う。	第1回 11月、第2回 12月、いずれも宮城県石巻市
4	関東近県生涯学習・社会教育実践研究交流会実行委員会	関東近県生涯学習・社会教育実践研究交流会	茨城県が中心となり、関東近県の生涯学習・社会教育関係者が一同に会し、広域ネットワーク構築を図るとともに、最新の支援スキル(ファシリテーション、対話、ネットワーキング等)の習得を目指す。	11月7日(土)、8日(日)、茨城県水戸市(茨城大学)
5	地域力活性化コンファレンスinひょうご実行委員会	地域力活性化コンファレンスinひょうご	兵庫県の取組事例を近畿地区の社会教育関係者に広く提供し、普及を図るとともに、参加型による社会教育支援者のための資質向上研修のモデルを示し、参加者のスキルアップを図る。	11月25日(水)、26日(木)、兵庫県神戸市
6	地域力醸成コンファレンスinしまね実行委員会	地域力醸成コンファレンスinしまね	持続可能な地域づくりに自主的・自立的に取り組む人づくりを進めるため、先進事例の分析・実践者との徹底的な協議等を行う。また、コンファレンス当日だけでなく、参加者に対して社会教育主事が事前(課題意識の醸成)・事後(学びを実践に結びつける)の支援を行う。	11月26日(木)、27日(金)、島根県出雲市(島根県立青少年の家)
7	学びによる地域力活性化コンファレンスin愛媛実行委員会	学びによる地域力活性化コンファレンス推進事業(愛媛大会)～第8回地域教育実践交流事業・27年度学びのコミュニティ研究会～	全国の先進的な事例を採用した対話の場を設定し、参加者達自身の活動を見つめ直すとともに、真の人的ネットワークを構築する。また、ファシリテーション研修を行い、人材の掘り起こし、育成に寄与する。	12月5日(土)、6日(日)、愛媛県大洲市(国立大洲青少年の家)
8	国立大学法人大分大学	コンファレンスを契機とした取り組みを高めるサイクルのパッケージ化—地域における仕組み・システム開発と人的ネットワークの形成・機能高度化を目指して—	「地域の仕組み」と「人的ネットワーク」の2分科会によるコンファレンスでの事例発表を踏まえた協議で出た課題について、大分大学が中心となり、事例発表団体を支援し、その効果を検証する。	10月、大分県大分市(大分大学) ※2月にも成果報告会を開催
9	鹿児島大学	産学官民による地域課題の協働的解決を促す学習交流プラットフォームの形成	「コミュニティ協議会と公民館」、福祉と産業分野から事例を取り上げ、社会教育と首長部局の協働とその意義等を共有するとともに、ファシリテーション研修により、社会教育行政職員等が任務に必要な知識やスキルを獲得することを目指す。	2月初旬、鹿児島県鹿児島市(鹿児島県民交流センター)

參考資料

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(要旨)

1 基本的な考え方と手引の位置付け

(基本的な考え方)

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

(手引の位置付け)

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- その上で、学校規模の標準(12~18学級)を下回る場合の対応の大まかな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

(児童生徒への影響)

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

【提示例】 小学校 (1~5学級) 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

4 学校統合を検討する場合の留意事項

- 保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティスクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- 小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

6 休校した学校の再開

- 地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

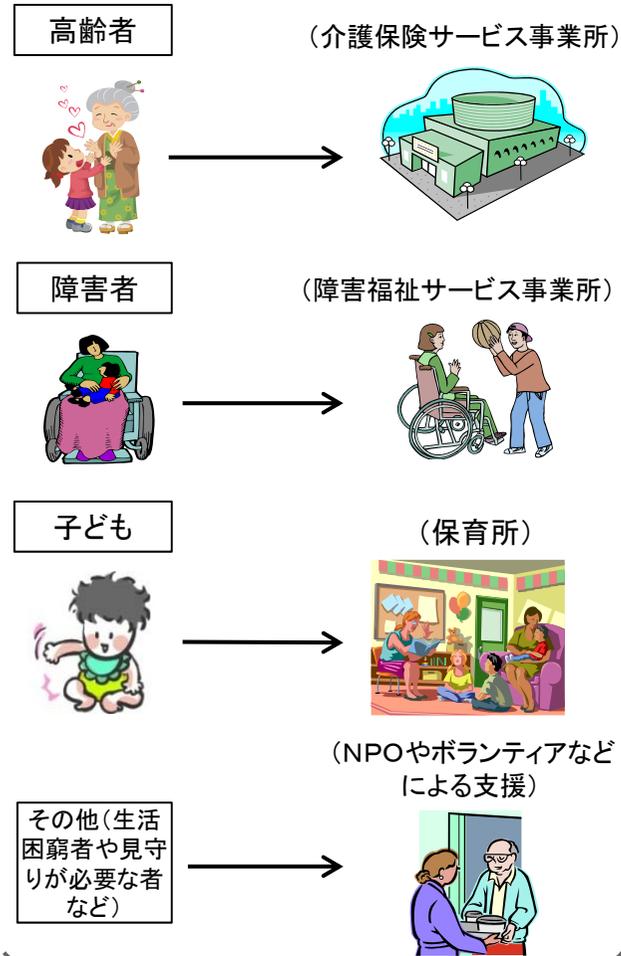
多世代交流・多機能型福祉拠点の 取組事例について

多世代交流・多機能型福祉拠点の推進（基本的な考え方）

【基本方針（平成26年9月12日まち・ひと・しごと創生本部決定）】（抜粋）

中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。

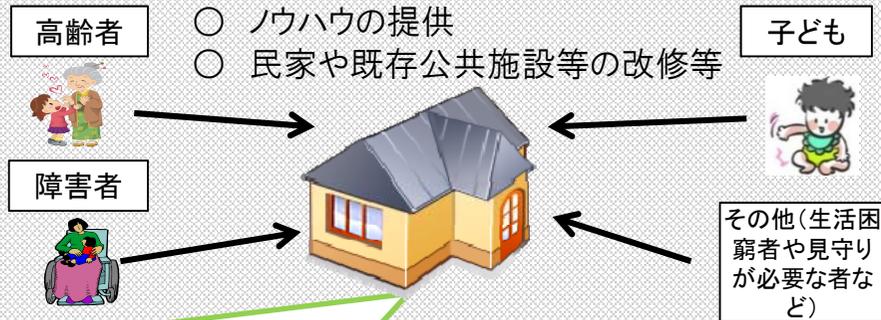
【これまで】



制度の縦割りを排除し、柔軟なサービス提供を可能に

【今後】

地域の福祉ニーズに対応した多世代交流・多機能型支援の拠点づくりを推進



＜居場所機能＞

(主に自立度が高い人が利用)

- 地域交流、地域支え合いの拠点として、居場所の提供、相談、見守り等の支援を柔軟に実施
- 生活困窮家庭の子どもの学習支援の場の提供 等

＜共生サービス機能＞

(主に支援が必要な人が利用)

- 既存制度を活用しながら、通所サービス等と一体的に提供
- 生活困窮者への中間的就労の場の提供 等

公費に依存せず地域住民が相互に支え合う
仕組みづくりと連携

実施主体となる市町村を国が包括的に支援

あったかふれあいセンター事業（高知県）

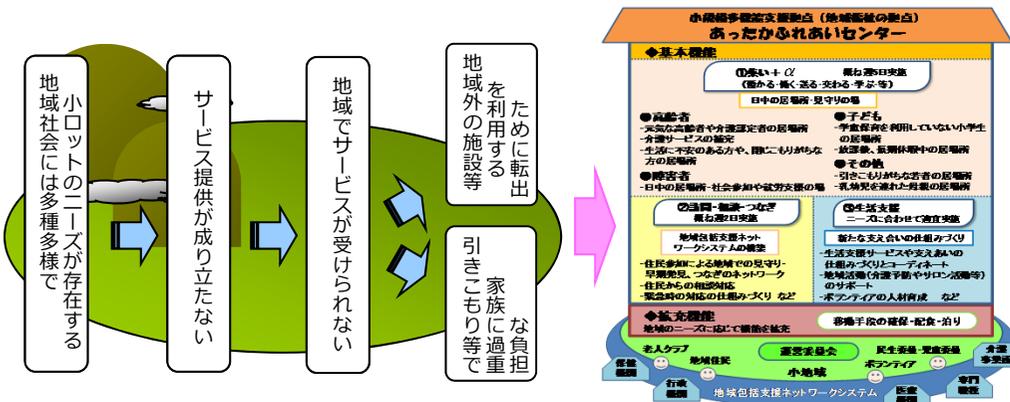
事業の概要

【事業のポイント】

- 中山間地域では、介護や障害者の自立支援、子育て支援など、多様なニーズがありながらも、現在の縦割りで全国一律の基準の制度では、それぞれの利用者が少なく民間参入が進まず、サービスの提供・維持が困難。
- このため、既存の制度の枠組みを超え、小規模ながらも一カ所で多様なサービスを提供できる仕組みを構築。

【事業内容のイメージ】

- 年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点として、「あったかふれあいセンター」を設置し、サロンやデイサービスなどの集いの場の提供、訪問による見守り、相談、その他地域の実情に応じて必要となる生活支援を柔軟に提供する。



予算額

189,470千円(うち交付金109,347千円)

実施箇所数

29市町村、43カ所で実施。

事業の効果

- 身近な地域において、高齢者・障害者等を問わない福祉横断的な支援拠点を確保。
- フォーマルサービスでは担えない「制度の隙間」的ニーズへの対応が充実強化。
- 事業の運営に地域住民の参画を求めることにより、地域コミュニティの活性化、地域の支え合いの再構築にも資する。

みやぎ多世代交流・多機能型福祉拠点創出事業（宮城県）

事業の概要

【事業のポイント】

- 今後の人口減少等を見据え、制度外サービスを含め、高齢者支援、障害児支援、子育て支援等の充実に資する事業を行うとともに、地域住民の参加を促しつつ、地域住民相互の交流促進、地域の雇用創出など、地域活性化のため課題の解決に資する多様な機能を有する拠点を創出する。

【事業内容のイメージ】

- 拠点整備事業（必須）
拠点となる施設の建築・購入（創設型）又は既存施設の改修（改修型）。
- 地域交流・世代間 交流事業
地域住民の連携、協力体制づくりのための説明会等を開催するほか、多世代の地域住民や住民と団体との交流などを促進するための事業を実施（住民等への説明会開催を必須とする）。
- 拠点整備計画向上事業
拠点整備を効果的に進めるための調査研究、情報収集等を実施。
- 開設準備
拠点の開設に必要な設備・備品等の購入費用の助成。

※ 現在事業者の選定・公募手続中。

予算額

35,000千円（うち交付金35,000千円）

実施箇所数

創設型1カ所、改修型1カ所の計2カ所を整備。

事業の効果

- 補助に当たっては、「高齢者支援」、「障害児支援」、「子育て支援」、「まちづくりコミュニティ支援」、「雇用創出」など、複数のテーマのうち、2以上のテーマに取り組むことを条件とすることにより、地域課題への対応を強化。
- 事業の運営に当たって、地域住民の参加を促すことにより、地域住民の理解の深化、地域におけるサービスの担い手の裾野の拡充等を図る。

多機能型福祉拠点づくり支援事業 (滋賀県長浜市)

事業の概要

【事業のポイント】

- 少子高齢化・人口減少により、支援を必要とする方の増加が見込まれることなどを踏まえ、こうした方々を地域で支えることができるよう、既存の地域密着型の高齢者福祉施設の特徴を生かし、地域のコミュニティや互助活動と共同・連携して行う社会活動の展開など、地域福祉の拠点を形成する事業に対して活動支援を行う。

【事業内容のイメージ】

- 福祉活動の担い手育成などの地域の資源開発につながる事業

⇒ (例)学校と連携した体験事業の受入れ、地域団体等を対象とした講座や研修会の実施、災害時における地域との連携体制の構築。

施設での中学生の場体験の様子



- 地域の福祉ニーズに対応した生活支援の基盤整備につながる事業

⇒ (例)宅幼老所等の預かり事業、暮らしのよろず相談窓口の設置、介護や認知症等に関する情報誌の作成・配布。

- 地域における人の交流・支え合い機能の強化につながる事業

⇒ (例)介護事業所の利用者以外の方が参加できる認知症カフェ・サロン等の事業、地域住民の介護に対する理解を深め、交流の活性化を推進する事業。



予算額

10,000千円(うち交付金10,000千円)

実施箇所数

3カ所(北部、中部、南部で各1カ所)

※ 小規模多機能型居宅介護等地域密着型介護サービスを複数展開している事業所

事業の効果

- 今後一層の増加が見込まれる高齢者等の支援ニーズに対応した地域福祉、共生サービスの拠点となる場の形成。
- 地域での交流の増加、地域内での支え合い体制の強化。

まちなかカフェ事業と共生型地域交流スペース事業（北海道栗山町）

事業の概要

【事業のポイント】

- 高齢者が気軽に立ち寄れる居場所づくりと、障がい児・者、子ども等の多様な地域住民のコミュニティ活動の場を提供することにより、地域の活性化を図る。



【事業内容のイメージ】

- まちなかカフェの運営
（土日祝日以外利用可）
- 介護予防事業の実施
 - ・ 小集団運動教室（すこやか運動教室）
（定員30人、月2回開催）
 - ・ 脳の健康教室
（定員12人、週1回開催）



- 健康増進事業の実施
 - ・ 笑いヨガ教室
（定員30人、年3回開催）



予算額

2,100千円(うち交付金2,100千円)

実施箇所数

1カ所で実施

事業の効果

- 元気な高齢者の生きがいづくり・憩いと活動の場の充実。
- 地域住民やボランティアのマンパワー育成。
- 地域交流スペースを利用した介護予防・健康増進事業を実施することにより、高齢者等への健康増進につながる。
- 障がいのある方々が清掃等に従事し、働く場の確保や地域住民との交流につながる。

「小さな拠点」に関する 経済産業省の取組

SS過疎地における先進的な取り組み事例

○民間事業者やJAの撤退により、自治体や地域住民が地域のSSを守るために、主体的に取り組む事例が増加している。

- 自治体が主体的に経営** 愛知県豊根村 : SSの閉鎖直後に村が施設を買取り、運営を村営事業のひとつとして三セク会社に管理委託(17年)
- 宮城県七ヶ宿町 : 閉鎖予定のSSを無償で譲り受け、自動車整備事業者に無償貸付(21年)
- 自治体が事業者に補助** 北海道上ノ国町 : 町がSS等中小企業の設備導入費の1/2を上限1,500万まで補助(25年)
- 福島県檜枝岐村 : 村民の要望を受けガソリン・灯油について定額補助(年間1,200万程度)(21年～)
- 長野県泰阜村 : JASSの撤退を受け、住民出資会社が地下タンクを入れ換える際に、経費の半額
・阿智村 程度を補助(1,000万)(21、22年)
- 岐阜県白川町 : JASSの地下タンク入替費用の8割(2,400万)を町が補助(25年)
- 和歌山県すさみ町 : 消防法規制強化を機にJAが撤退を検討したことから、町が地下タンク入替費用の一部を補助(23年)
- 高知県梶原町 : 事業者撤退を受け、住民出資会社が地下タンクを入れ換える際に補助(26年)
- 住民が主体的に経営** 群馬県みなかみ町、長野県泰阜村・阿智村、滋賀県甲賀市、兵庫県神河町、岡山県津山市
・真庭市、広島県安芸高田市、高知県四万十市、梶原村

※SSに他の公共インフラを併設し、ワンストップ化を進めているケースも存在: 郵便局(北海道・新潟)、薬局(北海道)

○こうしたSS過疎地において、各地域の実情に応じた供給体制を構築するため、日用品の販売・配送や、ダウンサイジング等の実証事業を23～25年度で計9カ所実施。

平成23年度SS過疎地対策支援事業 実施案件

生桑地域複合型SS整備実証事業

(広島県安芸高田市美土里町生桑地域)

事業参加者 生桑振興会、安芸高田市役所等

住民自治組織(生桑振興会)を中心として、地域の利用ニーズに即したSSの施設更新を行うとともに、住民自治組織をベースとした当該SSの経営体制を構築する。

また、SSには、給油機能だけでなく、地域住民のニーズを踏まえた食料品店舗、福祉サービス拠点等の生活関連機能等を併設して複合拠点化を図り、住民サービスの向上及び地域に根ざした安定供給体制の構築を図る。

住民組織による複合拠点



大宮地区燃料安定供給対策事業

(高知県四万十市西土佐大宮地区)

事業参加者 (株)大宮産業、高知県庁等

石油製品の供給だけでなく、日用品販売などの複合機能をもつ大宮SS(住民出資会社により運営)において、宅配サービスや商品ポイント制度導入、施設配置の改善等を行う。

実施に当たっては、幅広いエリアから利用ニーズを把握し、地域におけるさらなる安定供給体制の構築を図る。

多機能生活拠点



利便性の向上



白川町エネルギー供給拠点整備事業

(岐阜県加茂郡白川町蘇原地区、佐見地区)

事業参加者 町内のデーサービスセンター、白川町役場等

高齢化率が高く、デイサービス利用者が多いという地域を踏まえ、既存のデイサービスセンターにサテライト型エネルギー供給拠点を設置し、送迎車など利用者や職員の移動交通を活用した灯油の宅配サービスを行う。

近年、周辺地域のSS撤退が見られつつある中で、地域

燃料と福祉の融合



福祉と連携した新たな燃料供給の仕組みを確保することにより、地域における安定供給体制の構築を図る。

富山地区配送効率化等によるコスト低減事業

(愛知県北設楽郡豊根村富山地区)

事業参加者 (株)モカル富山(SS事業者)、豊根村役場等

豊根村富山地区にある唯一のSSにおいて、近隣の複数事業者が個々に実施している石油製品の配送を共同化することにより輸送コストの低減を図る。

併せて当該SSに新たに中型ローリーを導入し、灯油の備蓄能力強化及び配送合理化を行うことで、人的コスト等の低減を図り、富山地区におけるSSの安定的な経営を維持しつつ、安定供給体制の確立を図る。

配送・備蓄体制の強化



平成24、25年度SS過疎地対策支援事業 実施案件

天龍村エネルギー供給拠点整備事業 【長野県下伊那郡天龍村】

事業参加者：(有)綿治硝子店、天龍村商工会等

既存SSの移設及び設備見直しを行い、利用利便性と安全性を高める。また、買物弱者対策のために商工会青年部が実施している「御用聞き事業」と連携した、灯油と日用品の共同配送を行うとともに、大口需要家に対する灯油の定期配送、計画配送を実施する。

買物弱者対策とSS利用促進の連携

これらにより、天龍村唯一のSSの経営効率化及び周辺商店街を含めた利用促進を進め、天龍村における燃料供給安定体制の構築を図る。



厚床地区灯油・A重油戸別配送等安定供給実証事業 【北海道根室市厚床地区】

事業参加者：(株)ヒシサン、根室市厚床連合町内会等

既存SSに灯油・A重油の戸別配送用のタンクローリーを常駐配備する。また、灯油の戸別配送と連携して、高齢者等からニーズのある食品・日用品の配送などの日常生活サービス機能（便利屋機能）の強化・拡充させる。

燃料の調達・配送リスクの軽減と生活サービス拠点化

これらにより、特に冬場の燃料安定供給リスク軽減と燃料の調達・配送の効率化及びSS中心とした地域コミュニティの形成による、地域に根差した燃料供給安定体制の構築を図る。



石原地区燃料安定供給対策事業 【高知県土佐郡土佐町石原地区】

事業参加者：いしはらの里協議会、高知県庁等

休止中のSSを住民自治組織が中心となって復活させ、看板設置等による利用促進策を実施する。あわせて、宅配用のミニローリーを新たに導入し、高齢者世帯等への燃料宅配サービスを実施する。また、既存の日用品宅配サービス事業者と連携した共同受発注システムを構築する。

これらにより、店舗と一体的な住民サービスの向上と、利用者拡大を進め、住民自治組織による地域に根差した燃料安定供給体制の構築を図る。

住民自治組織による休止SSの復活と複合拠点化



馬路村燃料安定供給対策事業 【高知県安芸郡馬路村魚梁瀬地区】

事業参加者：魚梁瀬石油、馬路町役場等

利用者の減少が進む地区唯一のSSにおいて、更新が近づいた貯蔵タンクを廃止して簡易SS化（ポータブル計量機のみによるダウンサイジング化）を行う。また、軽油用、灯油用それぞれ2KLミニローリーを新たに導入する。

これらにより、燃料の調達・配送の効率化によるSS経営安定化と、地域のニーズに対応した燃料供給安定体制の構築を図る。

ダウンサイジングによる経営効率化



鮎河地区エネルギー供給拠点整備事業 【滋賀県甲賀市鮎河地区】

事業参加者：(株)あいが、農事組合法人、甲賀市役所等

住民が出資して運営する既存SSに日用品店舗を新設し、日用品や食料品、農業資材を販売するとともに、住民の憩いのスペースを設ける。またタイヤ交換やオイル交換の作業スペースを整備する。さらにSSの営業時間延長や灯油配達と連携した買物サービスを実施する。

日用品店舗併設等による油外収益の強化

これら地域の生活に必要なサービス機能の拠点化を図り、油外収入を増やし経営安定の一助とすることにより、燃料販売の燃料供給安定体制の構築を図る。



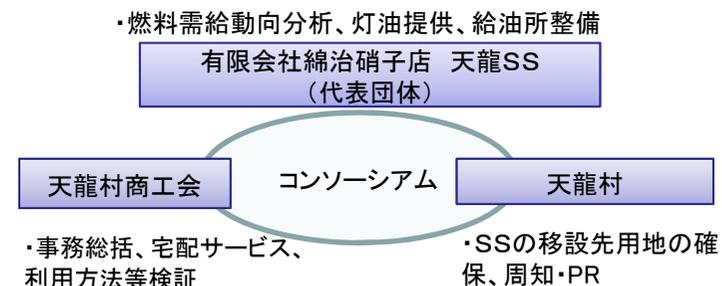
SS過疎地対策支援事業 天龍村エネルギー供給拠点整備事業

～村唯一の給油所の移設・設備見直しと、商工会と連携した灯油宅配の効率化による、SSの利用促進と経営安定化～

地域の概況と事業の背景

- ▶ 天龍村は、長野県南部に位置し人口約1,500人。村域の9割以上が山林で、起伏の多い急傾斜地に囲まれたわずかな土地に集落が点在するなど厳しい地理的条件であり、人口減少、高齢化が顕著に進行。
- ▶ 村内唯一のSSは、消防法令の定める地下タンクの改修期限を迎えようとしており、SS事業者はSSの存続の可否を検討。また高齢者世帯の店頭購入が多く、高齢者のニーズに応じた配達サービスの充実が課題となっていた。

コンソーシアム構成

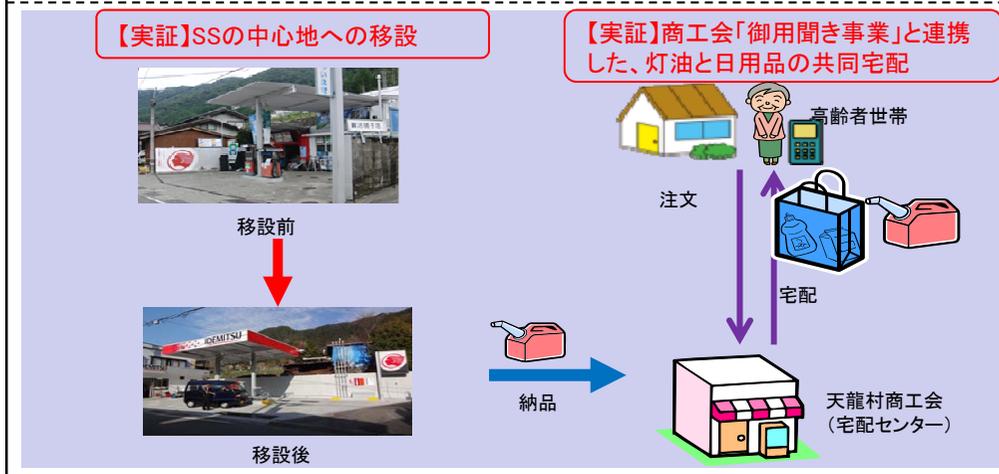


実証事業に係る実態調査の内容

- ▶ 地区の人口、産業等需要動向の調査
- ▶ 給油所の営業実態調査
- ▶ 地区住民、事業者の燃料需要及びニーズ調査

事業内容

- ▶ SSを村内の中心地に移設することで、利用者の利便性の向上を図る。
 - ①村長自ら地域の燃料の安定供給に危機感を持ち、SSの存続を事業者に働きかける。また事業者が中心地への移設を検討していることを踏まえ、移設先の地権者と直接交渉。**地元自治体は、村長をトップに地域コミュニティの維持のため総合的な地域政策の一環として積極的に関与。**
 - ②新たな地下タンクの導入費用などハード整備の一部費用を国が支援。またSSの営業継続について村が広報することなどにより、**村民の積極的な利用に繋がり売り上げが増加。**
- ▶ 買物弱者対策のために商工会が実施している「御用聞き事業(商品の宅配サービス)」と連携して、灯油と日用品を共同配送。
 - 地元商業者から構成される商工会と連携することで、自治体に加えて**地元住民とも協力関係を構築し、町ぐるみでの支援体制を確立。**



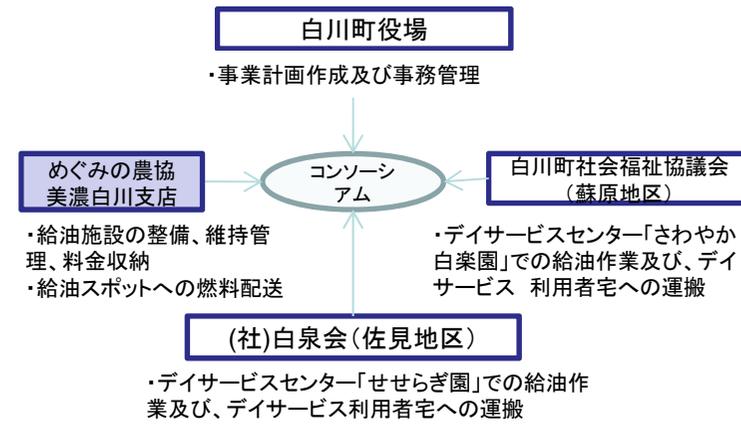
SS過疎地対策支援事業 白川町エネルギー供給拠点整備事業

～デイサービスセンターへのサテライト型エネルギー供給拠点併設と、デイサービス送迎バスによる高齢者宅への燃料配送～

地域の概況と事業の背景

- ・町全体の高齢化率も高く(約36%)、高齢者のみの世帯が多い。
- ・JAや民間の給油所の閉鎖により、現在営業中の給油所は、蘇原地区1箇所、佐見地区1箇所となっている。
- ・高齢者の燃料購入は配達が多いが山間地に民家が点在しており給油所にとって配達が増える負担となっている。
- ・東日本大震災の際にも一時的に燃料供給がストップしたことにより、給油所が減少している本町においても非常時の燃料供給について不安がある。

コンソーシアム構成

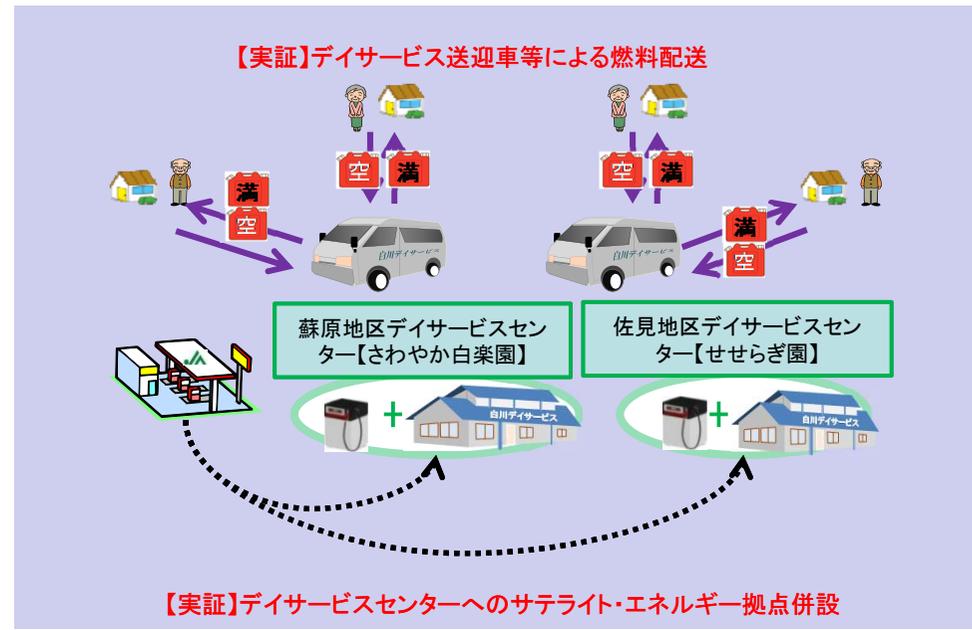


実証事業に係る実態調査の内容

- 地区の人口動向等の調査
- 福祉施設利用者の燃料購入意向(アンケート調査) ※各施設別

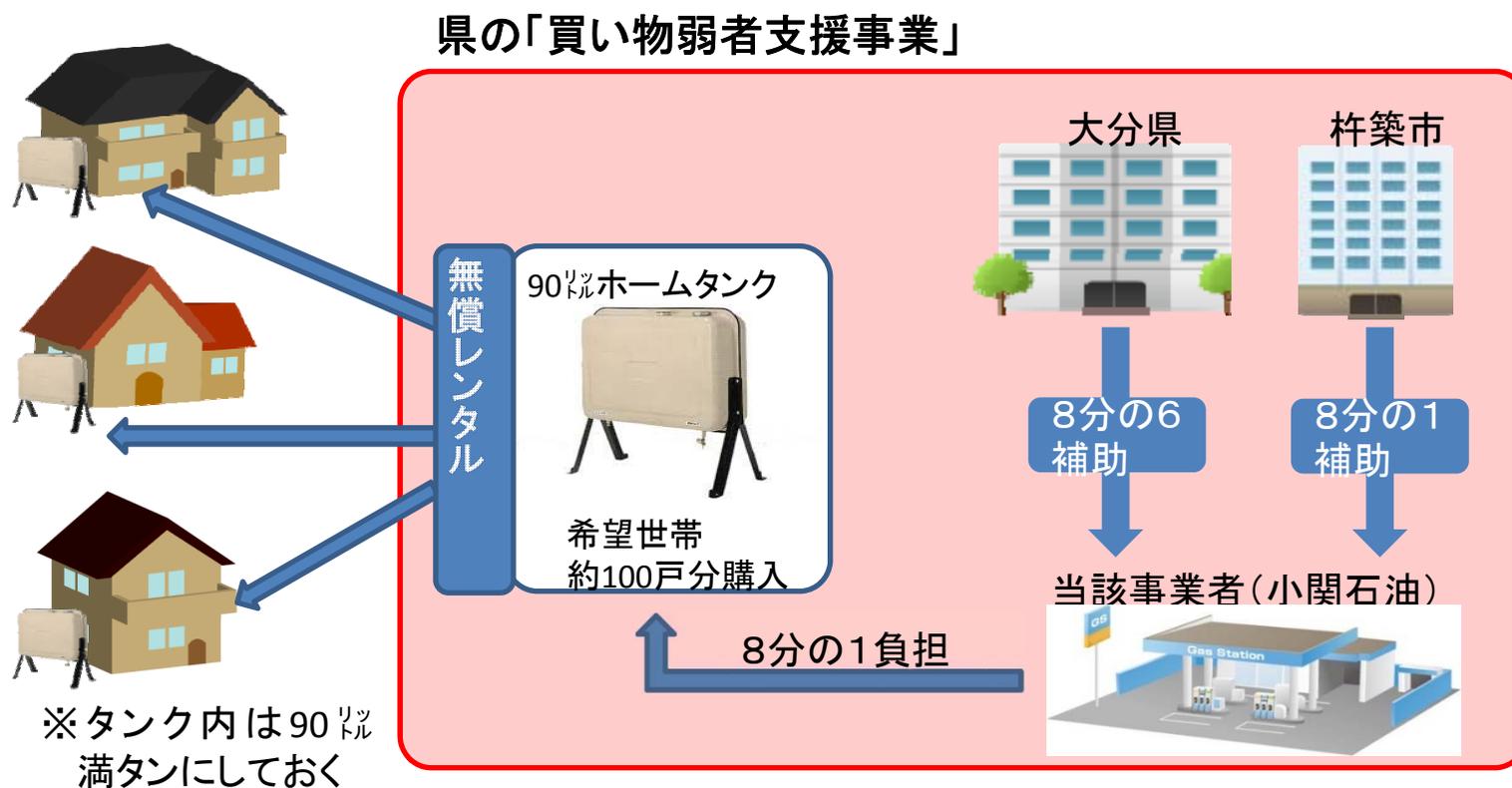
事業内容

- 蘇原地区、佐見地区のデイサービスセンターにポータブル計量器を設置し、サテライトエネルギー供給拠点化する。
 - 当該拠点への燃料配送はJAが実施し、デイサービス利用者(=燃料調達能力の低い高齢者)の燃料容器への給油、配送はデイサービス送迎バスに同乗するセンターの担当者やボランティア等が実施する(買物代行、買物援助)。
- 町役場が事業計画作成等に関与するとともに、両施設とも福祉施設スタッフが事業に協力することで、**高齢者等の灯油購入不安を解消。**
- 町役場、デイサービスセンター等の関係者間の協力により、**地域ぐるみでの支援体制を確立。**また、実証事業後は町から各施設へ事業委託料を支払い事業を継続することで、**住民の積極的な利用に繋がり、地域コミュニティの維持に繋がっている。**



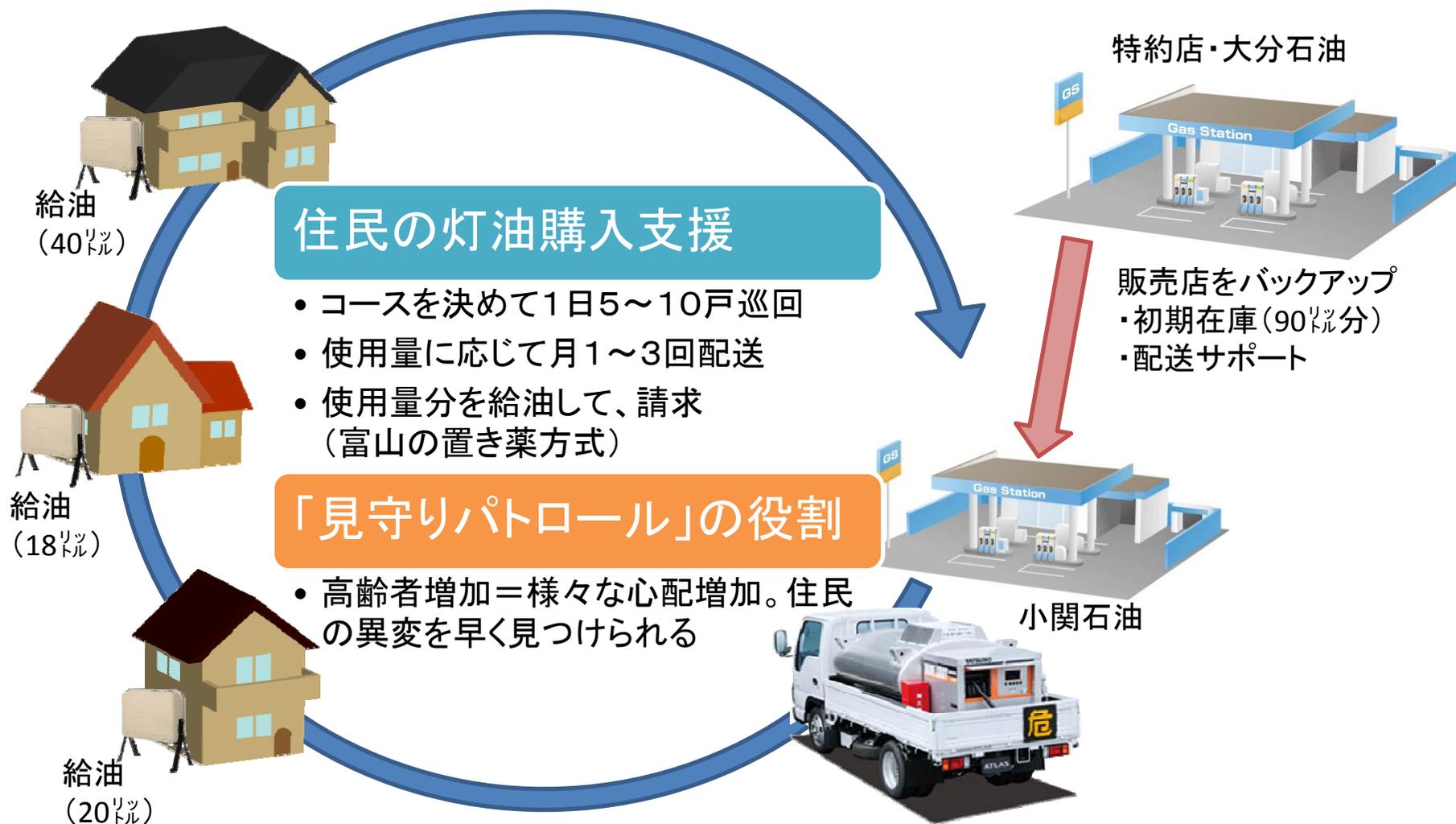
大分県杵築市における灯油配置販売方式について(1/2)

- 過疎地域で灯油購入に困る住民が多いことから、大分県は「買い物弱者支援事業」への組み入れを決定。関係者(大分石油(特約店)、県担当者、市担当者、青年会)による協議を開始。
- 注文ごとの配達ではSS側の負担が大きいことや、家庭によって使用量が異なるため、効率よく回るコースを決めにくいといった課題があったため、ホームタンク配置方式とし、販売店(小関石油)が巡回配送する方針を決定。
- 青年会が全世帯にアンケートし及び希望者募集した結果、約100世帯から申し込みがあり、2014年12月に事業を開始した。



大分県杵築市における灯油配置販売方式について(2/2)

灯油「配置販売」方式の仕組み



過疎地域自立促進計画における「石油製品の安定供給に係る位置付け」計画例

- 民間事業者やJAの撤退により、既に安定的な燃料供給の継続が深刻な地域においては、自治体や地域住民が地域のSSを守るために、主体的に取り組む事例が増加。
- 過疎地域自立促進計画において、当該地域における燃料の安定供給を図るためSSの整備・維持を位置付けるなど、自治体における新たな取組も出てきている(以下、計画例抜粋)。

○青森県五戸町(平成26年12月)

第4 生活環境の整備 2その対策 (6)その他関連施設

給油所は自動車用の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもある。特に配達に頼る高齢者等、冬期における生活環境への影響は大きいと考えられ、地域の活力を失わせないためにも、生活インフラの不足と一体で対応を考え、給油所の維持に取り組む。

○広島県北広島町(平成26年12月)

第4 生活環境の整備 (2)その対策 カ その他

関係機関・団体や住民などとの連携のもとに、それぞれの地域の実情を把握しながら、交通安全施設整備、交通安全教育及び広報・啓発活動などによる交通安全対策や防犯対策、安定したエネルギーの供給拠点の整備・維持、消費者保護対策に取り組む、安心して安全に暮らせるまちづくりを進める。

○和歌山県新宮市(平成27年2月)

IV 生活環境の整備 (2)その対策 6. その他関連施設

給油所は、自動車や暖房用等の燃料供給拠点であり、かつ災害等緊急時の燃料供給拠点である。地域における石油製品の安定供給を確保するため、給油所の維持に取り組む。

○宮崎県小林市(平成27年7月)

2 産業の振興 B その対策 I. 須木区

⑦給油所の燃料タンクの改修等の施設整備を行い、安全な燃油供給体制を整備するとともに農林畜産業を中心とする産業の安定的な経営及び安心な生活が出来るように支援を行う。